



村上市 景観計画

景観形成ガイドライン

平成26年4月
村上市





1. はじめに

- (1) ガイドラインの目的..... 1
- (2) 届出手続きの流れ..... 1

2. 届出の対象となる行為と届出が不要となる行為

- (1) 届出の対象となる行為..... 2
- (2) 届出が不要となる行為..... 3
- (3) 景観形成基準とは..... 5

3. 景観形成基準の解説

3-1. 建築物の景観形成基準

- (1) 規模・輪郭..... 7
- (2) 形態意匠..... 12
- (3) その他..... 18

3-2. 工作物の景観形成基準

- (1) 門・垣・塀・柵..... 20
- (2) 広告物..... 21
- (3) その他..... 21

3-3. 開発行為の景観形成基準

- (1) 盛土・切土..... 22
- (2) 緑化..... 22
- (3) ゴミ集積所..... 22
- (4) 照明..... 22

3-4. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採

その他の土地の形質の変更の景観形成基準

- (1) 盛土・切土..... 23
- (2) 採取・採掘..... 23

3-5. 木竹の伐採の景観形成基準

- (1) 伐採..... 24

3-6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源、 その他の物件の堆積の景観形成基準

- (1) 堆積..... 25

3-7. 水面の埋立て又は干拓の景観形成基準

- (1) 護岸・法面..... 25

3-8. 特定照明の景観形成基準

- (1) 夜間照明..... 25

4. 村上市景観形成助成金の交付基準

- (1) 村上市景観形成助成金交付要綱..... 26
- (2) 建築物の外観の変更に対する交付基準一覧..... 32

5. 届出に必要な書類等

- (1) 提出書類..... 34
- (2) 届出様式と記入例..... 35

6. 村上市景観形成助成金に関するQ & A

1 はじめに

(1) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、村上市景観計画に定める「景観形成基準」の手引きとして、市民や事業者の方々に活用していただくことを目的としています。

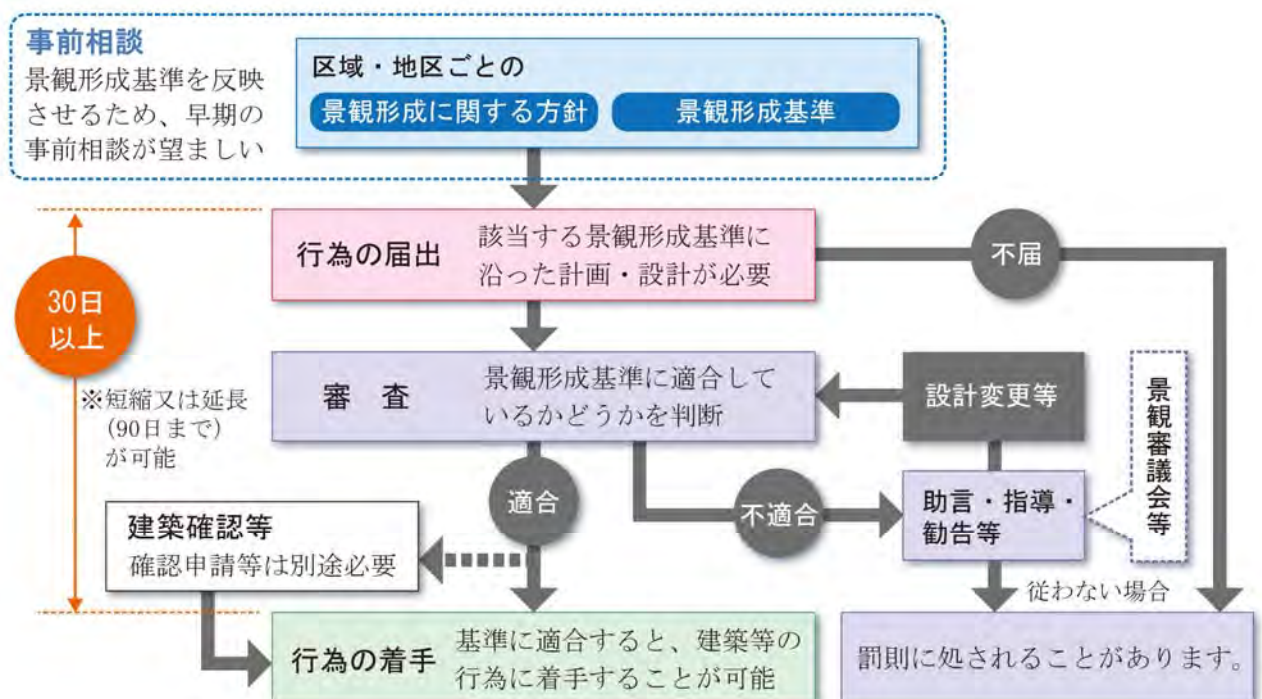
各項目の内容については、図や写真等を用いて視覚的に提示するとともに、留意点や効果について解説し、具体的に理解していただけるような構成としています。

なお、表現等はあくまで例示的なものであり、村上市景観計画における「行為の制限に関する事項」をすべて記載したものではないことに留意する必要があります。

また、村上市景観計画及び景観条例の施行により、景観に関わるすべての課題がすぐ解決できるものではありません。景観保全、景観づくりには長い年月が必要となります。魅力ある美しい景観に磨きをかけ、いつもでも輝かせるためには、市民一人ひとりが主役となって、事業者、行政と協働で景観づくりに取り組まなければなりません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(2) 届出手続きの流れ

建築等の景観に対する影響の大きい行為を行う際には、「行為の届出」が必要です。村上市景観計画に係る「行為の届出」の流れは、以下のようになります。



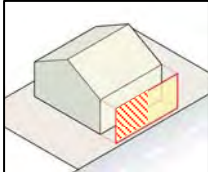
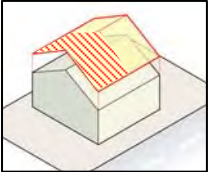
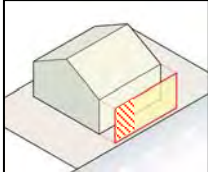
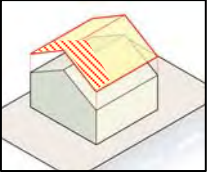
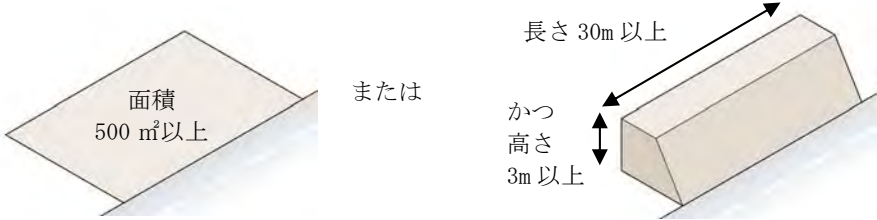
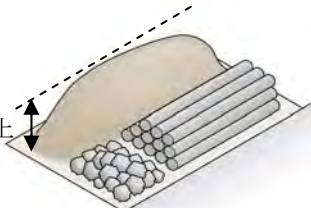
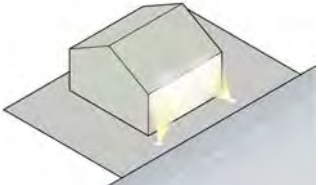
【図. 行為の届出から着手までの流れ】

なお、届出に係る行為が良好な景観の形成に関して支障がないと認められる場合には、行為着手までの制限期間が短縮されることがあります。また、実地調査等の必要があるときは90日まで延長されることがあります。

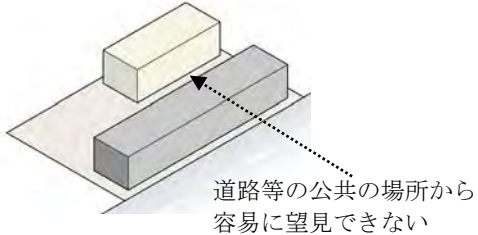
本市では、良好な景観の形成に必要な事項を調査・審議するため、有識者等で構成される村上市景観審議会を設けています。地域の景観に大きく影響を与えることが予想される場合や、周辺の景観への配慮の方法について窓口での判断が難しい場合には、景観審議会に諮問する場合があります。

2 届出の対象となる行為と届出が不要となる行為

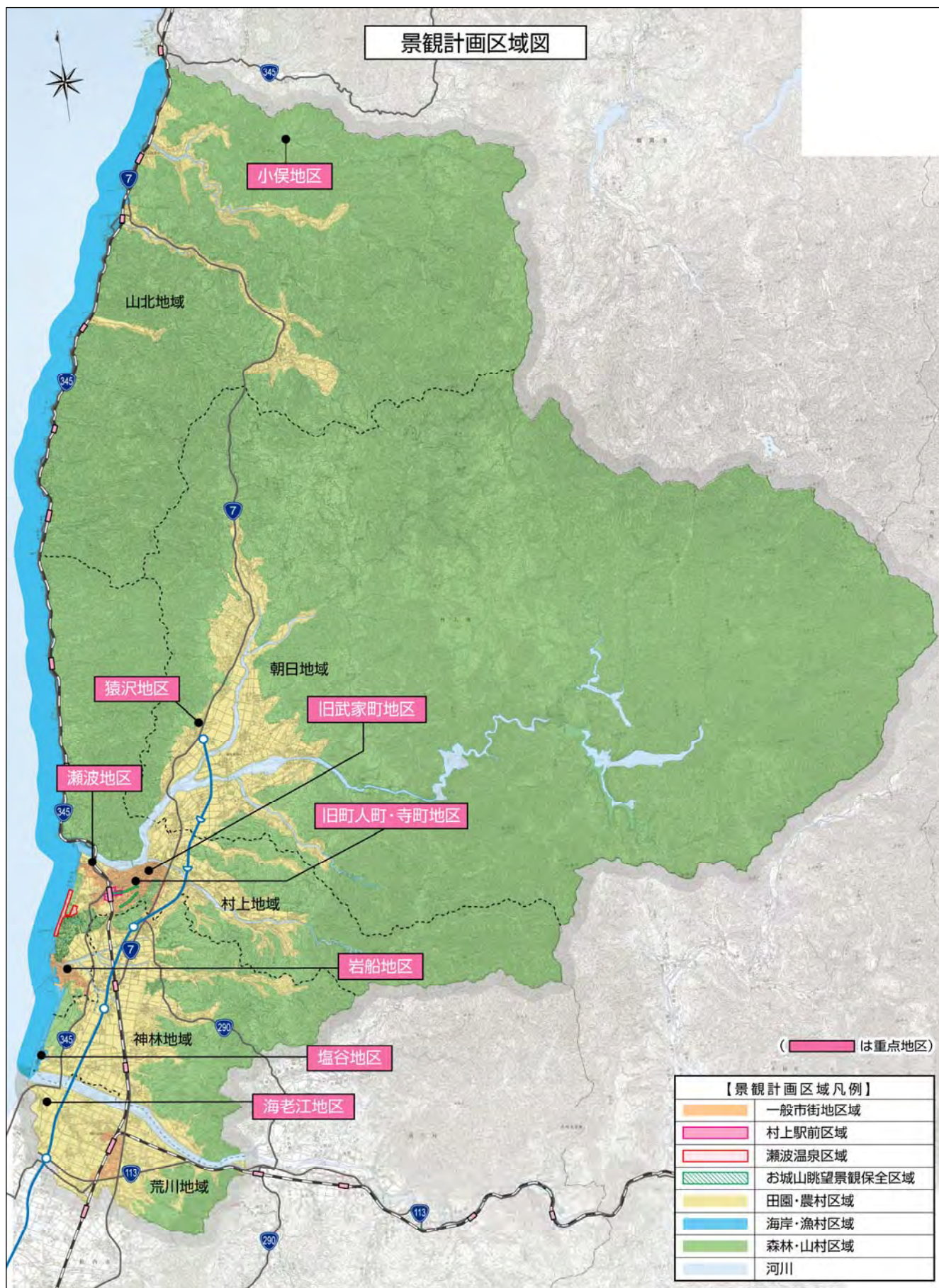
(1) 届出の対象となる行為

	重点地区以外の景観計画区域	重点地区
①建築物	<p>■延べ面積 100 m²以上の新築、増築、改築、移転。</p> <p>■延べ面積 100 m²以上で、公共用地に面する各壁面若しくは屋根面の1/2以上の修繕、模様替え、色彩変更等。</p>   <p>公共用地に面する 屋根面の1/2以上 壁面の1/2以上</p>	<p>■延べ面積 10 m²以上の新築、増築、改築、移転。</p> <p>■延べ面積 10 m²以上で、公共用地に面する各壁面、若しくは屋根面の1/4以上の修繕、模様替え、色彩変更等。</p>   <p>公共用地に面する 屋根面の1/4以上 壁面の1/4以上</p>
②工作物	<p>■高さ 10.0m 以上の新築、増築、改築、移転。</p> <p>■高さ 10.0m 以上で、公共用地に面する外観の1/2以上の修繕、模様替え、色彩変更等。</p>	<p>■高さ 1.0m 以上の新築、増築、改築、移転。</p> <p>■高さ 1.0m 以上で、公共用地に面する外観の1/4以上の修繕、模様替え、色彩変更等。</p>
③開発行為	<p>■面積 500 m²以上のもの。</p>	
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<p>■切土盛土によって生ずる法面擁壁の高さが3mかつ長さ30m以上のもの。</p> 	
⑤木竹の伐採	<p>■面積 300 m²以上の土地における木竹の伐採。(市街地区域)</p> <p>■面積 1,000 m²以上の土地における木竹の伐採。(農山漁村区域)</p>	<p>■高さ 7.0m 以上、又は長さ 10.0m 以上の木竹の伐採。</p>
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	<p>■高さが 3.0m 以上のもの。</p> <p>■堆積に係る土地の面積が 300 m²以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のももの。</p>  <p>高さ 3m 以上</p> <p>または 面積 300 m²以上かつ堆積期間が 60 日以上</p>	
⑦水面の埋立て又は干拓	<p>■面積 1,000 m²以上のもの。</p>	
⑧特定照明 (夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明)	<p>■以下のすべてに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われるもの。 ・特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更。 ・照明期間が 60 日以上のももの。 	

(2) 届出が不要となる行為

項目	届出が不要となる行為
建築物の建築等 工作物の設置等	<p>○設置の期間が 60 日を超えない仮設建築物の建築等又は仮設工作物の設置等（条例第 10 条第 1 項第 2 号）</p> <p>○容易に望見できない場所につくられる建築物の建築等又は工作物の設置等（条例第 10 条第 1 項第 3 号）</p> <p>※地下に設ける建築物や道路等の公共の場所からは容易に見ることができず、通常、所有者等の限定された者のみしか見ることができない建築物、工作物など</p>  <p>道路等の公共の場所から容易に望見できない</p>
木竹の伐採	<p>○木竹の伐採で次に掲げるもの（政令第 8 条第 3 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・仮植した木竹の伐採 ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 <p>○農林漁業を営むために必要な木竹の伐採（政令第 8 条第 4 号ハ）</p> <p>※森林の皆伐を除く</p>
その他	<p>○非常災害のために必要な応急措置として行う行為（法第 16 条第 7 項第 2 号）</p> <p>○景観重要建造物の現状変更等の許可を受けて行う行為（法第 16 条第 7 項第 3 号）</p> <p>○景観計画に定められた景観重要公共施設の整備として行う行為、又は規定による許可を受けて行う行為（法第 16 条第 7 項第 4 号）</p> <p>○景観計画に定められた景観重要公共施設の許可を受けて行う行為（法第 16 条第 7 項第 5 号）</p> <p>○他の法令による許可等を受けて行う行為（政令第 10 条）</p> <p>[文化財保護法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財の現状変更等の許可（第 43 条第 1 項） ・重要有形民俗文化財の現状変更等の届出（第 81 条第 1 項） ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可（第 125 条第 1 項） ・重要有形民俗文化財、重要文化的景観の現状変更等の通知（第 167 条第 1 項第 6 号） ・重要文化財、史跡名勝天然記念物の現状変更等の同意（第 168 条第 1 項第 1 号） ・伝統的建造物群保存地区内における現状変更等の許可（同施行令第 4 条第 2 項） ・伝統的建造物群保存地区内における国または地方公共団体の機関が行う現状変更等の協議（同施行令第 4 条第 5 項） <p>[屋外広告物法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例で定める規定に適合する屋外広告物の表示等（第 4 条及び第 5 条） <p>○法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（政令第 8 条第 4 号イ）</p> <p>○その他村上景観審議会の意見を聴いた上で良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと市長が認める行為（条例第 10 条第 1 項第 4 号）</p>

※法：景観法、政令：景観法施行令、条例：村上市景観条例





(3) 景観形成基準とは

本市では、魅力的な景観の形成を推進するため、各景観計画区域及び重点地区の特性に応じた景観形成基準を定めています。なお、本基準は本市における景観形成の指針となるものであり、景観形成行為を行う際には、届出の有無に関わらず本基準の内容に配慮するものとします。

① 背景となる景観的特色の尊重

村らしい景観は、豊かな自然環境の営みと受け継がれてきた歴史を背景として、現在の暮らしや生業が積み重ねられて形成されていくものです。そのため、これらの自然、市街地、歴史、文化、暮らし等の背景となる景観を十分に考慮し、周囲と一体となった魅力ある景観を創り、育てていくことが重要です。

② 定量的基準と定性的基準

良好な景観は、まち並みの連続性や周辺環境との調和など、個々のデザインや意匠だけではない周囲との関係性が大きく影響します。そのため、具体的な数字や値等による定量的な基準とともに、個々の性質や周囲との関係性によって判断ができる定性的な基準を設け、統一感のある景観の形成を目指します。

③ 建築物の「規模・輪郭」と「形態意匠」（まち並みの「統一」と「画一」）

まち並み景観は、地域の歴史や文化を継承するとともに、新たな地域固有の景観として育てていくことが重要です。そのため、個々の建築物に対しての統一感を重視する「規模・輪郭」と、個性を創出する要素である「形態意匠」の2段階で捉えます。遠景と近景でメリハリを与え、まち並みとしての統一感を確保する一方で、画一的な景観にならないような魅力的な景観の形成を目指します。

④ 基調色（ベースカラー）と強調色（アクセントカラー）

色彩は外観に使用する面積の割合により、「基調色」と「強調色」の大きく2つに分類することができます。外観の大部分を占める「基調色」は定量的な基準値を定めませんが、「強調色」については基準値を設けず、基調色や周辺景観とのバランス等に配慮した色彩検討が必要です。

なお、色彩を正確かつ客観的に表すための尺度として、色相、明度、彩度という3つの属性の組み合わせによる「マンセル表色系」を使用しています。

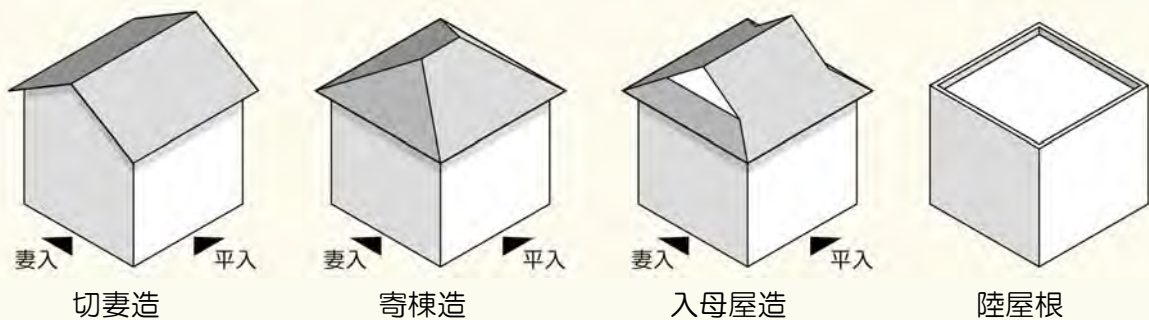
※重点地区の景観形成基準では、地区の建築物の大半を占める一般住宅の伝統的な様式を「基本」として、個々の項目の基準を設定しています。そのため、用途の違いにより外観が大きく異なる建物や公益上又は機能上やむを得ない場合等においては、必ずしも本基準の遵守を求めるものではなく、個別協議により、地区に適した意匠を検討していきます。また、基準の「～努める」とは、可能な限り基準に配慮していただきたいという“努力義務”を示すものであり、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

■参考：建築物を構成する各部の名称・様式



- ① 配置：道路境界からの外壁の後退距離や隣地との間隔など、敷地内における建築物の立地位置
- ② 高さ：地盤面から建築物の最上端までの高さ（棟飾り等の突起物は含まない）
- ③ 屋根形態：切妻・寄棟・入母屋等の屋根の形式と妻入や平入といった流れの向き（上図は切妻造の平入）

※妻入及び平入は、玄関の位置ではなく通りに対する流れの向きで判断します。



- ④ 屋根の素材・色彩：茅葺、トタン、レンガ、瓦、スレート等の素材とその色彩
- ⑤ 外壁の素材・色彩：土壁、板壁、漆喰、タイル、サイディングボード等の素材とその色彩
- ⑥ 細部意匠：開口部に設ける格子や部材の現しなど、建築物の細部に施す意匠
- ⑦ 付属施設：車庫や倉庫等の母屋に隣接して設置する建築物
- ⑧ 付帯設備：エアコンの室外機や太陽光パネルなどの屋外に設置する建築設備
- ⑨ 緑化：敷地内に設ける生垣や植栽等の緑化
- ⑩ 門・垣・塀・柵：敷地境界に設ける門・垣・塀・柵等の工作物

3 景観形成基準の解説

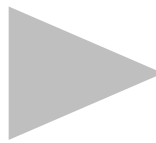
3-1. 建築物の景観形成基準

(1) 規模・輪郭

1) 配置

- まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。

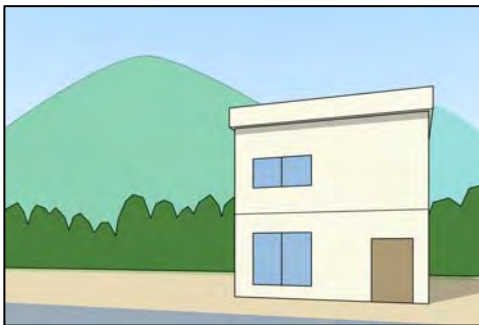
一般市街地区域 村上駅前区域
瀬波温泉区域 海岸・漁村区域 重点地区



- ・ 壁面線を揃えることでまち並みの連続性や調和を確保することができます

- 周辺景観や自然環境との調和に配慮する。

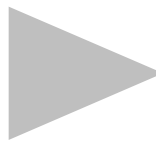
田園・農村区域 森林・山村区域



- ・ 建築物の周囲に空地を設けたり、植栽を配置することで、周辺の山林や田園景観に調和します。

- 隣接する建物等の壁面線に揃えるように努める。

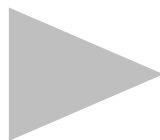
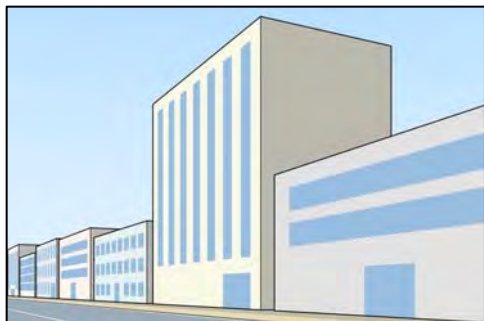
旧武家町地区以外の重点地区



- ・ 壁面線を揃えることでまち並みの連続性や調和を確保することができます。
- ・ やむを得ず建物を後退する場合には、塀や生垣等の設置で補完することができます。

- 高層となる場合には、周囲に圧迫感を与えないように配慮し、空気を十分に設けるように努める。

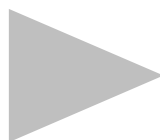
村上駅前区域 瀬波温泉区域



- ・ 壁面を後退し空気を設けることで、高層建築物の圧迫感を軽減することができます。
- ・ 壁面線に植栽等を配置することで、まち並みの連続性も確保できます。

- 前庭を設置し、建築物の周囲に空気を設けるように努める。

旧武家町地区



- ・ 前庭や建築物の周囲に空気を設け、敷地境界に生垣を設置することで、武家町らしい風格のある景観を演出することができます。

2) 高さ

- 高さは原則 13m 以下とする。

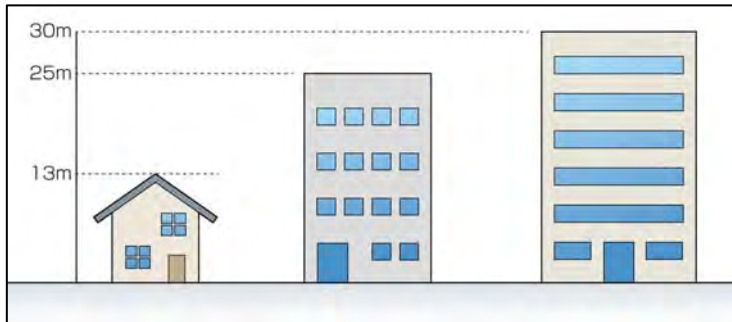
重点地区 下記以外の区域

- 高さは原則 25m 以下とする。

村上駅前区域

- 高さは原則 30~40m 以下とする。

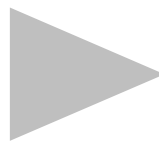
瀬波温泉区域



- ・ 建築物の最高高さを各区域・地区で定める基準値以下とします。

- できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。

一般市街地区域

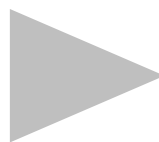


- ・ 隣接する建物と高さを揃えることで、まち並みの統一感を出すことができます。

- 周囲の建物や自然景観と調和するように努める。

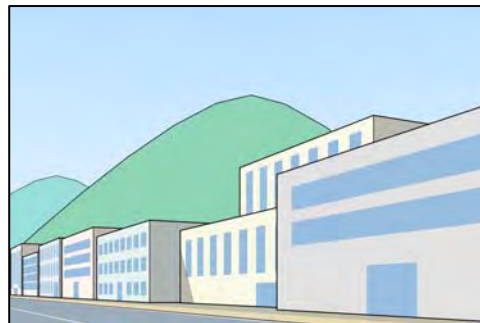
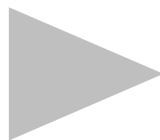
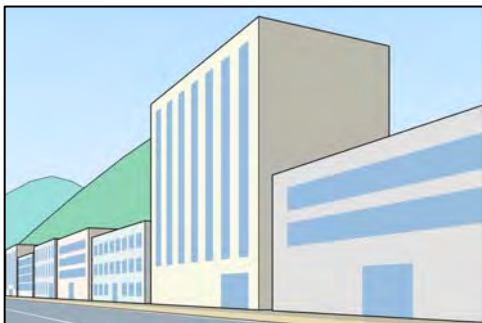
田園・農村区域 海岸・漁村区域

森林・山村区域



- ・ 背景となる樹林地や山林等に対して高さを抑えることで、自然景観と調和した景観となります。

- 眺望景観を妨げないように配慮する。

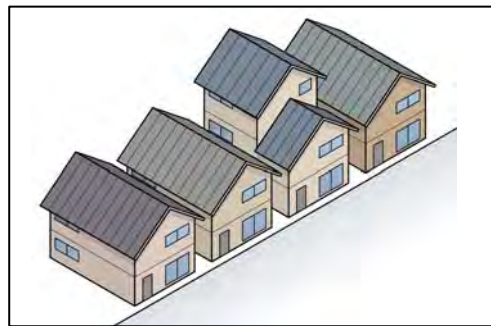
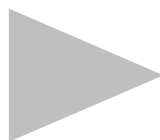


村上駅前区域 瀬波温泉区域

- ・建築物の高さや配置を工夫することで眺望景観を確保することができます。

- 2階建以下を基本とし、やむを得ず3階建とする場合には、3階部分を後退する。

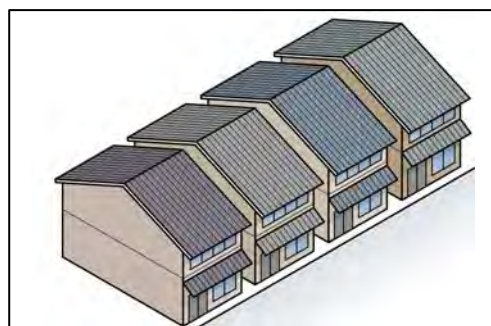
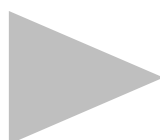
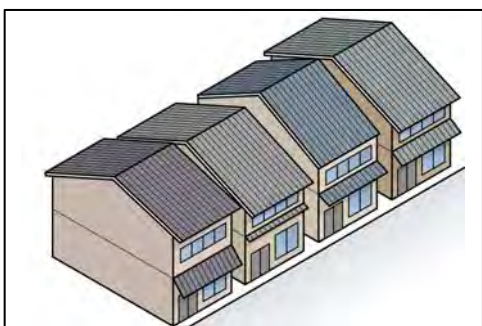
重点地区



- ・3階部分を後退し通りから見えにくくすることで、まち並みとしての統一感が出ます。

- できる限り隣接する建物の軒線と揃えるように努める。

旧町人町・寺町地区 瀬波地区

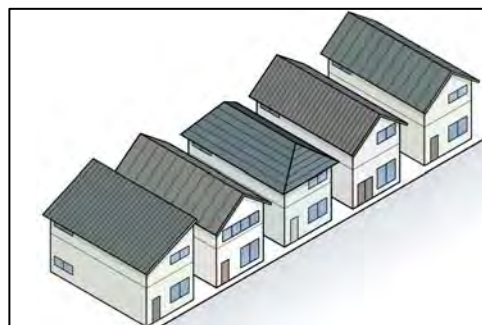
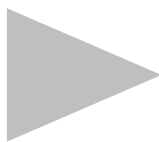
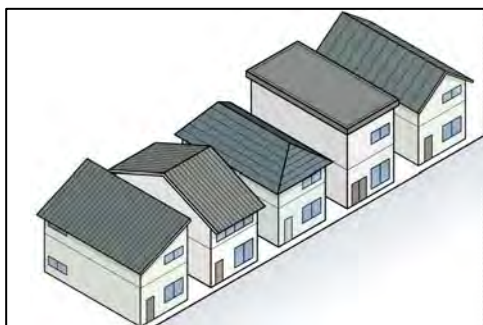


- ・平入の町家では軒線を揃えることで整ったまち並み景観となります。

3) 屋根形態

- 周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。

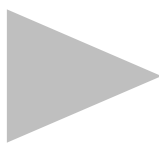
一般市街地区域 村上駅前区域
瀬波温泉区域 海岸・漁村区域



- ・ 周囲の建物と屋根形態を揃えたり、屋根の向きを統一すると、調和の取れたまち並み景観となります。

- できる限り勾配屋根にするとともに、周辺の自然景観との調和に配慮する。

田園・農村区域
森林・山村区域



- ・ 勾配屋根とし、背景となる山の稜線と揃えると、調和の取れたまち並み景観となります。

- 伝統的な屋根形態を基本とする。

重点地区

- 適度な軒の出を有するものとし、下屋の設置を基本とする。

旧武家町地区

- 適度な軒の出を有するものとし、庇の設置を基本とする。

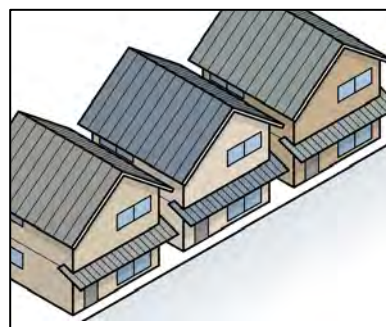
旧町人町・寺町地区 瀬波地区

- 適度な軒の出やケラバの出を有するものとする。

岩船 海老江 塩谷 猿沢 小俣地区

- 通りに面する部分は、できる限り平入の下屋を設置するように努める。

塩谷地区 猿沢地区



- ・ 深い軒やケラバの出は、趣のあるまち並み景観を演出します。

- ・ 下屋や庇を設けることで、まち並みに表情をつくることができます。

(2) 形態意匠

1) 屋根の素材・色彩

- 周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。

一般市街地区域 村上駅前区域
瀬波温泉区域 田園・農村区域
海岸・漁村区域 森林・山村区域

		色相	明度	彩度
一般市街地区域 村上駅前区域 瀬波温泉区域	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下
	禁止色	-	-	6.0 以上
田園・農村区域 海岸・漁村区域 森林・山村区域	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下
	禁止色	-	-	4.0 以上



- ・ 屋根の色彩を黒・茶系等で統一すると、調和のとれた落ち着いたある景観となります。

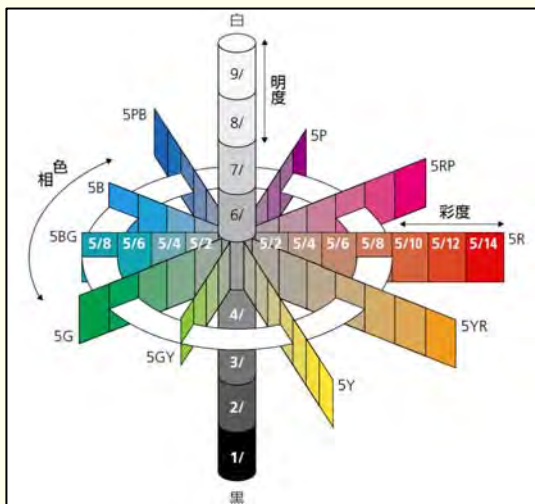
■ 色彩

色彩は、「色相」、「明度」、「彩度」という三つの属性の組み合わせによって表すことができます。

「色相」は色合いの違いを表し、「明度」は色の明るさの度合いを表し、「彩度」は色の鮮やかさの度合いを表します。

高明度・高彩度の色彩は、色相のはっきりした派手な色彩になります。

同じ色相でも明度や彩度を下げること、まちなみに調和する落ち着いた色彩になります。



高明度・高彩度の色彩



同じ色相で彩度を下げた場合



同じ色相で彩度・明度を下げた場合

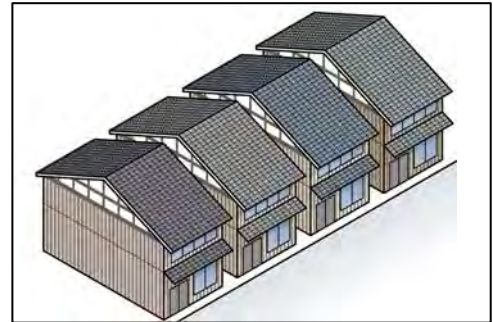
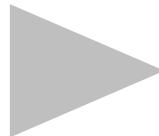
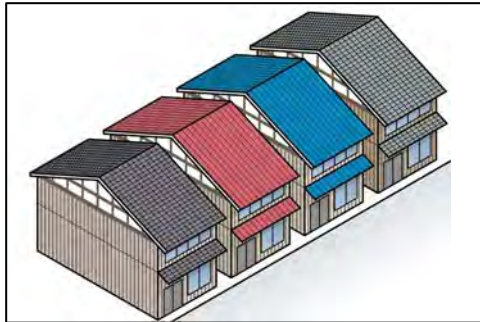


※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

●地域の歴史性に配慮し、周辺景観に調和する和瓦や鉄板葺などの素材を使用する。 **重点地区**

●色彩は黒系、いぶし銀又は暗褐色系とする。 **重点地区**

		色相	明度	彩度
重点地区	推奨色	-	4.0 以下	2.0 以下
	禁止色	-	-	4.0 以上



・基準に定める数値だけではなく、素材や色彩を工夫することで、歴史的まち並みに調和した景観となります。

屋根の素材では、

- ①主たる屋根は、和瓦
 - ②下屋及び玄関の屋根は、和瓦や金属板等を使用することが特に推奨されます。
- また、色彩では、
- ①和瓦はいぶし銀、黒系
(推奨色のうち、概ね無彩色のもの)
 - ②金属板は茶系、暗褐色系
(推奨色のうち、概ね 10R~5Y の色相のもの)
- を使用することが特に推奨されます。

【不適合】の屋根の素材・色彩



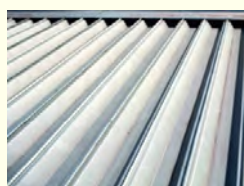
洋瓦葺
(F形瓦)



洋瓦葺
(S形瓦)



平板スレート葺

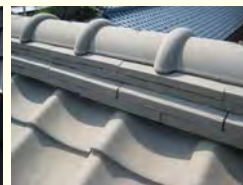


金属板折板葺

【適合】の屋根の素材・色彩



和瓦葺
(J形・陶器瓦)



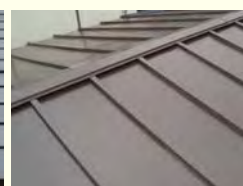
和瓦葺
(J形・セメント瓦)



本瓦葺
(いぶし瓦)



金属板平葺



金属板瓦棒葺



茅葺

2) 外壁の素材・色彩

- 周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り推奨色を使用するように努める。

一般市街地区域

村上駅前区域

瀬波温泉区域

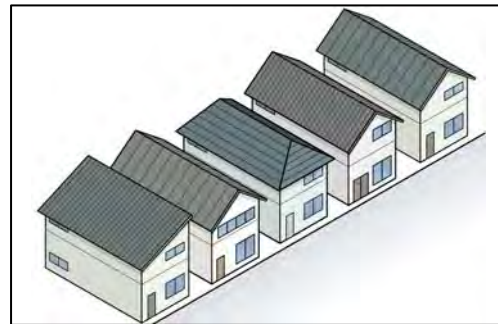
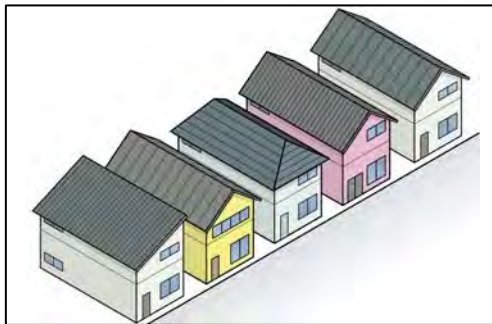
- 周辺建物との調和に配慮し、落ち着いた色彩を使用するように努めるとともに、基調色にはできる限り推奨色を使用する。

田園・農村区域

海岸・漁村区域

森林・山村区域

		色相	明度	彩度
一般市街地区域	推奨色	10R~5Y	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下
	禁止色	-	-	6.0 以上
村上駅前区域 瀬波温泉区域	推奨色	-	3.0 以上 8.0 以下	4.0 以下
	禁止色	-	-	6.0 以上
田園・農村区域 海岸・漁村区域 森林・山村区域	推奨色	10R~5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下
	禁止色	10R~5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上



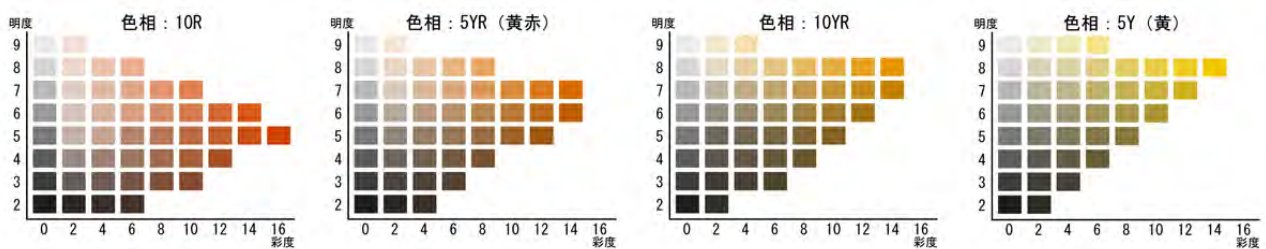
- 外壁の素材や色彩に周辺の建物と調和のとれたものを使用すると、落ち着いた景観となります。

■ 色彩基準の例

村上市では、周辺の環境や建築物との調和を図り、圧迫感や突出感を与えないようにするため、黒や茶系での色彩を使用することを推奨しています。

村上駅前区域及び瀬波温泉区域以外の地域では、外壁の色相 10R~5Y の低明度・低彩度の色彩を推奨しています。

賑わい景観の創出を目指す村上駅前区域及び瀬波温泉区域については、色相の基準は設けていませんが、周辺の建物との調和を図るよう、なるべく低明度・低彩度の色彩を推奨しています。

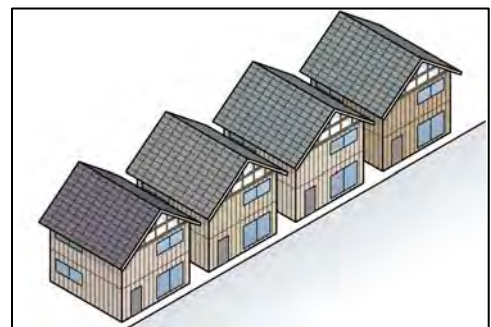
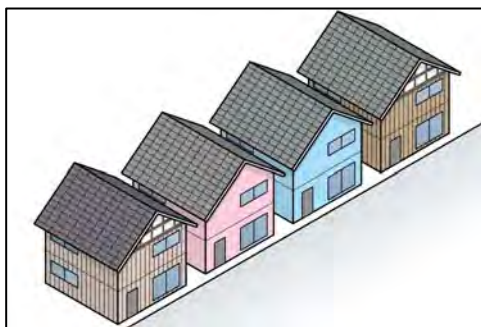


10R~5Y の色相の色見本

※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

- 外壁材は下見板等の板張、若しくは塗壁（白壁等）等の伝統的な様式、又は歴史的まち並みに馴染む様式を基本とし、やむを得ない場合はそれに準じるものとする。 **重点地区**
- 色彩は、板張りの場合は茶・黒系又は生地色等の自然色、塗り壁の場合は白色又はベージュ系とし、基調色には、推奨色を使用する。 **重点地区**

		色相	明度	彩度
重点地区	推奨色	10R～5Y	3.0 以上 6.0 以下	4.0 以下
	禁止色	10R～5Y 上記以外	- -	6.0 以上 4.0 以上



・基準に定める数値だけではなく、素材や色彩を工夫することで、歴史的まち並みに調和した景観となります。

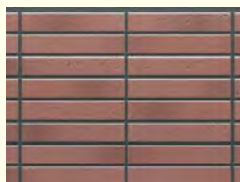
外壁の素材では、

- ① 下見板等の板張、漆喰の白壁や土壁等の塗壁又はこれらを合わせたものなど地域の様式に合致したものが特に推奨されます。
- ② 難しい場合には、①に準じる仕上げの外壁とすることが推奨されます。

また、色彩では、

- ① 板張は茶・黒系又は生地色
- ② 塗壁は白色・ベージュ色系（素材色等）
- ③ 板張や塗壁に準じる仕上げは茶・黒系（推奨色のうち）を使用することが推奨されます。

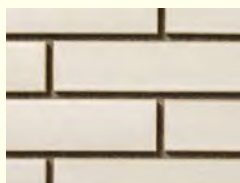
【不適合】の外壁の素材・色彩



サイディング・
（タイル調の素材）



サイディング
（石調の素材）



タイル張

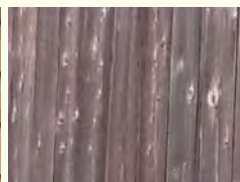


吹付仕上げ
（高彩度の色彩）

【適合】の外壁の素材・色彩



押縁下見板張
（生地色）



縦羽目板張
（茶系）



木調サイディング
（茶系）



漆喰塗壁
（白系）



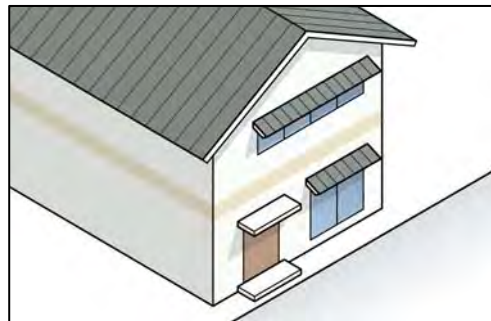
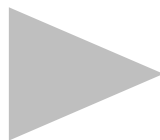
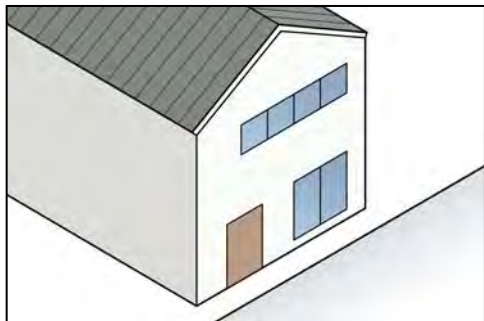
土塗壁
（ベージュ系）



無地サイディング
（ベージュ系）

3) 細部意匠

- 軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。



- ・ 表情のあるまち並み景観を形成するために、全体としての統一感とともに、細部意匠を工夫します。

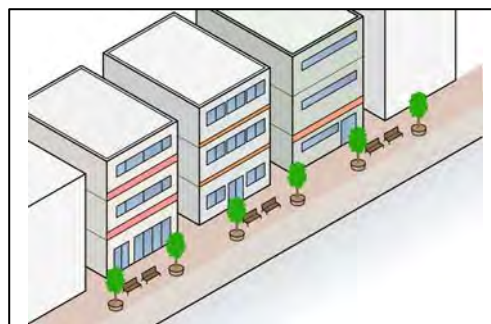
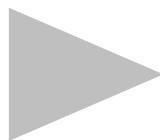
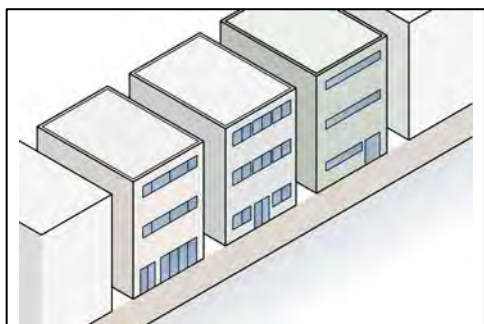
一般市街地区域
村上駅前区域
瀬波温泉区域
田園・農村区域
海岸・漁村区域
森林・山村区域

- 主要な通りの沿道では、低層部の賑わいを演出し、連続するように努める。

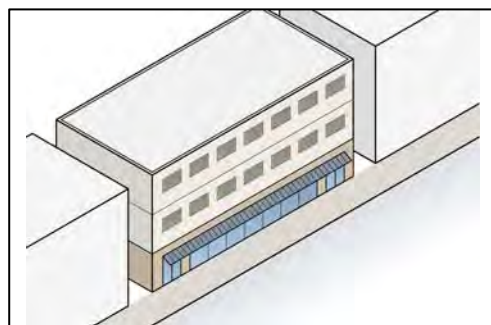
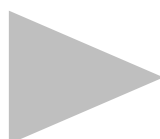
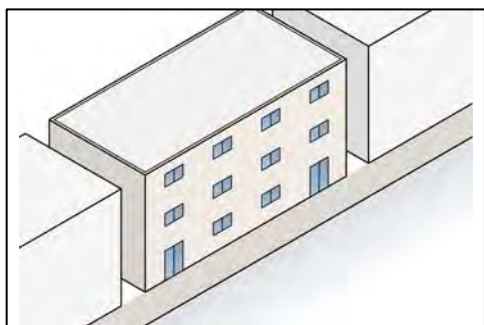
村上駅前区域
瀬波温泉区域

- 高層となる場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。

村上駅前区域
瀬波温泉区域



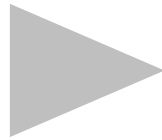
- ・ 建築物の前面にオープンスペースや植栽を設けたり、商業施設にアクセントとなる色彩を使用すると、通りの賑わいを演出することができます。



- ・ 長大な壁面が生じる場合には、階層を分節したり、開口部や庇の設置等の工夫により、圧迫感を軽減することができます。

- 出格子、戸袋等の伝統的な意匠は継承し、又は取り入れるように努める。

重点地区



- ・統一感のあるまち並みに細部意匠を工夫することで、個性や趣が生まれます。

■ 伝統的な細部意匠の例



出格子



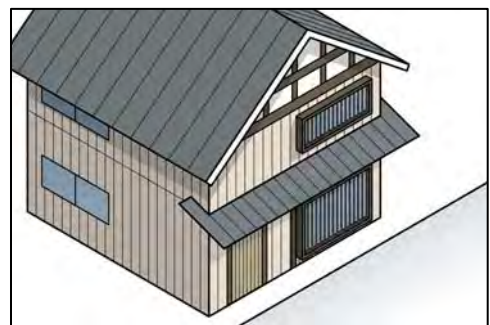
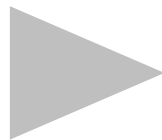
戸袋



せがい（出桁）

- 開口部には、ドア式の使用は極力避けるとともに、木製建具等のまち並みに調和する素材・色彩を使用するように努める。

重点地区



- ・重点地区のまち並みでは、引戸等の開口部と木造建築物に調和する建具が望ましいです。
- ・バルコニー等の意匠もなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は、通りから露出しない位置に設置します。

(3) その他

1) 付属施設等

- 車庫や倉庫、駐車場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。

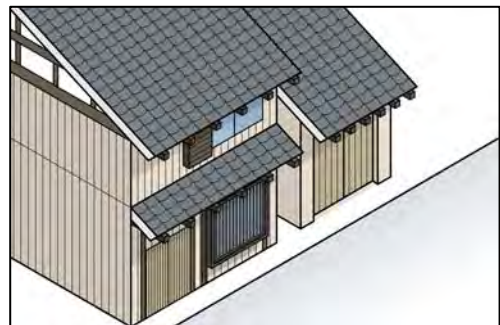
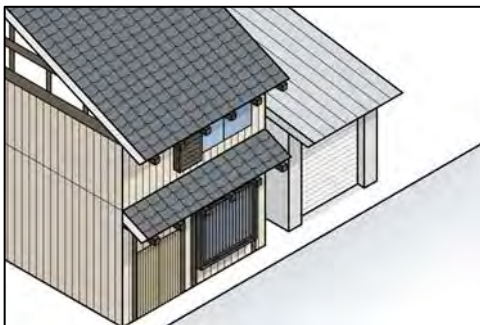
一般市街地区域 村上駅前区域

瀬波温泉区域 田園・農村区域

海岸・漁村区域 森林・山村区域

- 車庫や倉庫等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。

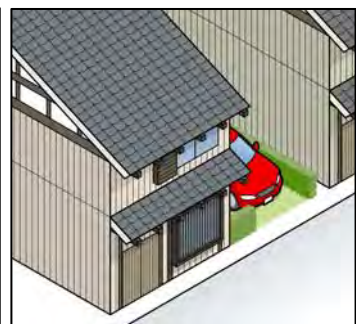
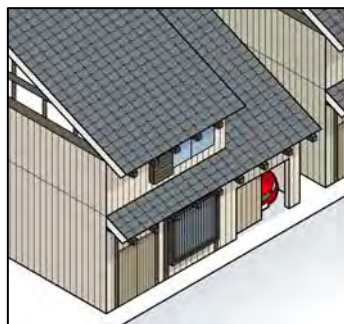
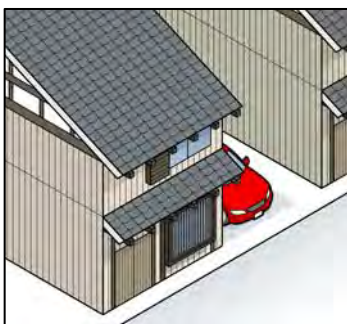
重点地区



- ・ 付属施設についても、母屋と同様に規模・輪郭や形態意匠に配慮することで、調和の取れたまち並み景観となります。
- ・ 付属施設の開口部は、木製引き戸やこげ茶・黒系のシャッター等が望ましいです。

- 敷地内に駐車スペースを設置する場合には、できる限り建築物と一体になった屋内駐車スペースとし、道路側には木製引き戸等のまち並みに配慮した扉を使用するように努める。やむを得ず屋外に駐車スペースを設置する場合には、目隠しとなる緑化等の修景に努める。

重点地区



- ・ 駐車スペースは建築物の中に取り入れることで、まち並みの連続性を確保し、調和の取れた街並みとなります。

- ・ 屋外に駐車スペースを設ける場合には、植栽や板塀等により、まち並みの連続性を確保します。

2) 付帯設備

- 道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。

一般市街地区域 村上駅前区域

瀬波温泉区域 田園・農村区域

森林・山村区域 海岸・漁村区域

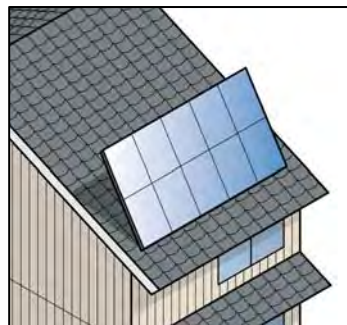
- 道路等の公共の場所から見える場所にはなるべく設置しないものとし、やむを得ない場合は囲い等による修景に努める。

重点地区



- ・ 室外機等の付帯設備は通りから露出しない位置に設置することが望ましいです。

- ・ 室外機が通り沿いに露出する場合には、囲い等の修景により目立たなくなります。



- ・ 太陽光発電設備が通り沿いに露出する場合には、屋根と一体となった形式や薄型のもを使用すると目立たなくなります。

3) 緑化

- 生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。

一般市街地区域

海岸・漁村区域

重点地区

- 敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。

村上駅前区域

瀬波温泉区域

- 道路境界や敷地内の空地には植栽等を積極的に配置し、緑化に努める。

田園・農村区域、

森林・山村区域

■ 緑化の例



生垣



敷地内緑化



緑化ブロック

- ・ 地域の特性に応じて積極的な緑化を行うことにより、景観のまとまりやまち並みに潤いを与えることができます。

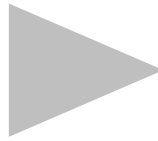
3-2. 工作物の景観形成基準

(1) 門・垣・塀・柵

- 建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。
- 辺の自然景観との調和に配慮し、自然素材の門・垣・塀・柵等を設置するように努める。

一般市街地区域 村上駅前区域
 瀬波温泉区域 開眼・漁村区域
 重点地区

田園・農村区域 森林・山村区域



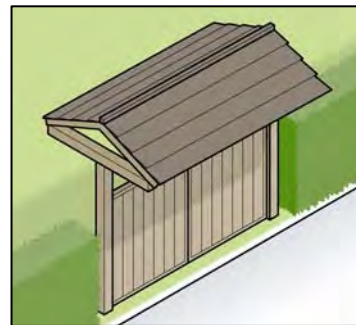
・周囲のまち並みに対して建物が後退している場合には、門・垣・塀・柵等を設置することで、連続性を維持することができます。

- 生垣を設置することを基本とし、困難な場合は竹・木質系の塀を設置する。
- 門を設置する場合には、腕木門を基本とする。

旧武家町地区



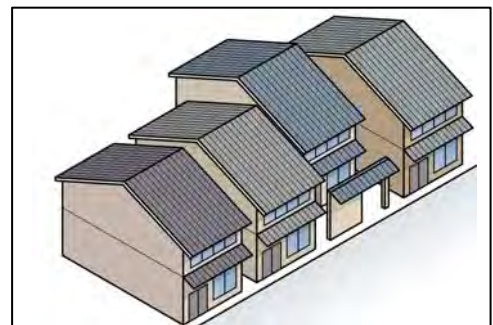
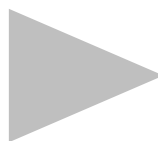
・生垣を設置することで、武家町らしい風格のある景観を演出することができます。
 ・生垣が困難な場合は、竹・木質系の塀にすることができます。



・門を設置する場合には、武家町にふさわしい腕木門とします。

- 建物が後退している場合には、自然素材の垣・塀等を設置するように努める。
- 設置する場合には、まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。

旧武家町地区以外の重点地区



・建物が後退している場合には、塀や生垣等を設置することで、まち並みの連続性を維持することができます

(2) 広告物

- 周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。

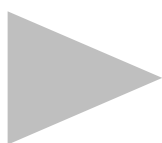
一般市街地区域 村上駅前区域

瀬波温泉区域 田園・農村区域

海岸・漁村区域 森林・山村区域

- 周辺景観との調和に配慮し、木製看板を使用するなど、広告物の素材、デザイン、設置位置等を工夫するように努める。

重点地区



- ・ 広告物を設置する際は、設置位置や大きさ、デザイン等を工夫したり、統一化や集約化を図ることで、調和の取れた景観となります。

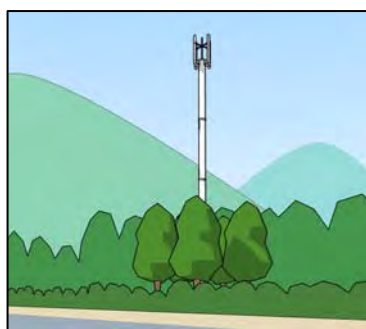
(3) その他

- 周辺景観との調和に配慮する。

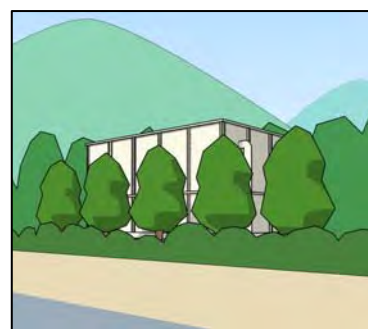
全区域



- ・ 周辺景観に配慮し、こげ茶等の色彩に抑えることで、景観への影響を軽減することができます



- ・ 植栽や囲い等の修景により、周辺景観への影響を軽減することができます



※柵や街路灯等の工作物を設置する場合には、こげ茶系や灰色系等の落ち着いた色彩を使用するように努める。また、携帯電話基地局等を設置する場合には、トラス型は避け、シリンダー型を採用するように努めるとともに、電気設備やフェンスの色彩等についても濃茶系や灰色系等の落ち着いた色彩を使用するように努める。

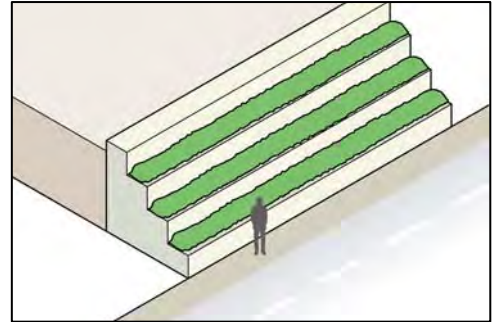
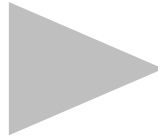
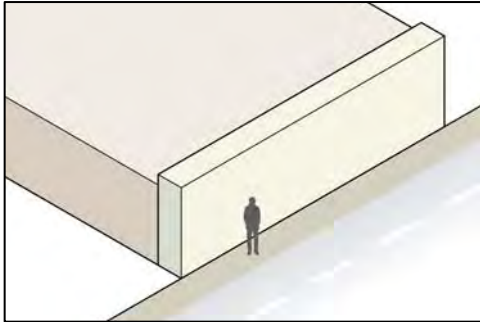
※防護柵については、「村上・岩船地域の景観に配慮した防護柵等の整備に関するマスタープラン」に倣うものとする。

3-3. 開発行為の景観形成基準

(1) 盛土・切土

- 地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。

全区域

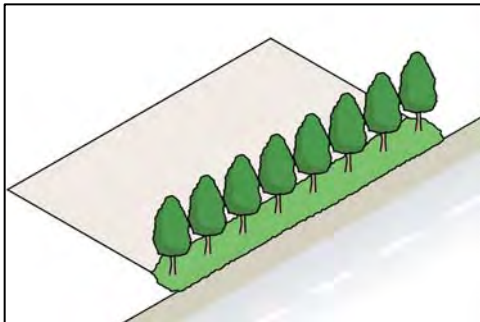


- ・ 擁壁に植栽を設けたり、勾配を緩やかにすることで、圧迫感を軽減することができます

(2) 緑化

- 道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。
- 駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。
- 植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する

全区域



- ・ 地域の特性に応じて積極的な緑化を行うことにより、景観のまとまりやまち並みに潤いを与えることができます。

(3) ゴミ集積所

- ごみ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。

全区域

(4) 照明

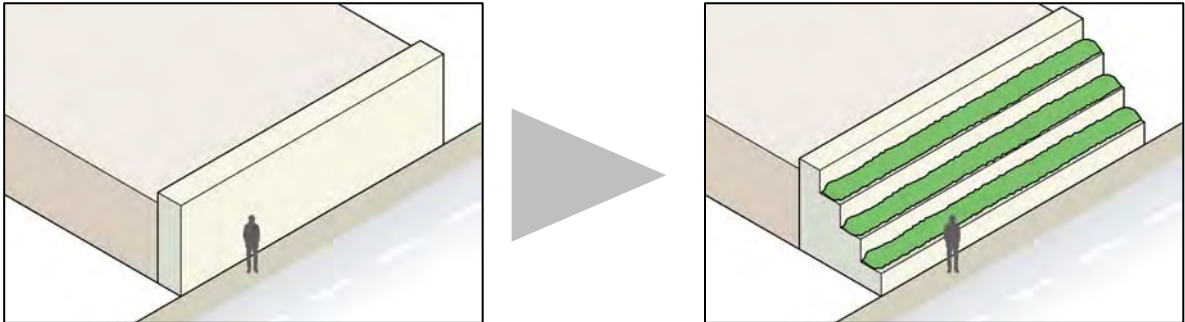
- 商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるような夜間景観の形成に努める。
- 上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。

全区域

3-4. 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更の景観形成基準

(1) 盛土・切土

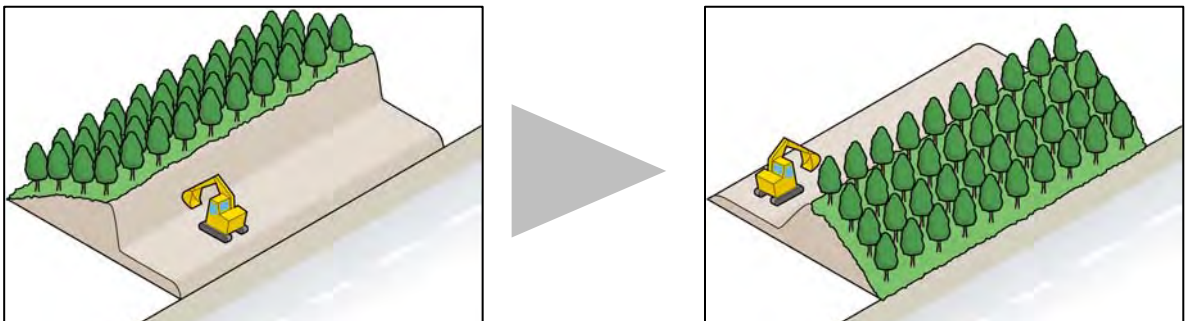
- 地形の変更や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。 全区域



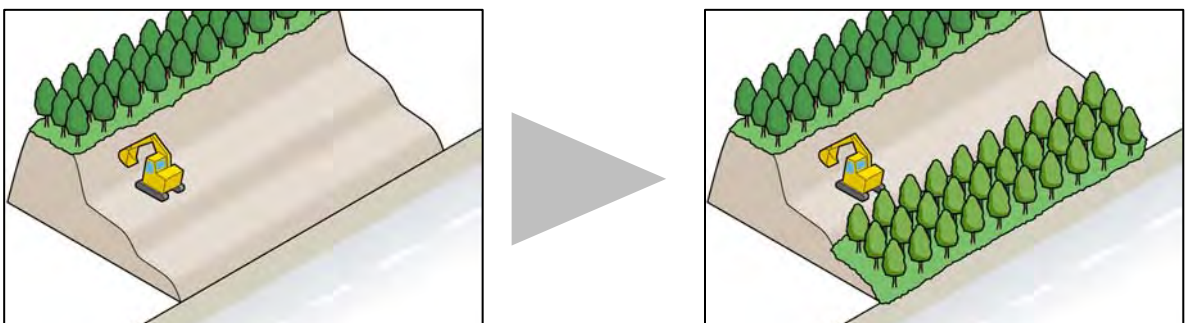
- ・擁壁に植栽したり、勾配を緩やかにすることで、圧迫感を軽減することができます。

(2) 採取・採掘

- 採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。 全区域
- 行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。



- ・周辺から直接見えない位置から採取や採掘を行う等の工夫が望ましいです。



- ・採取や採掘を行った後は、順次原状回復に努め、緑化や修景等を行うことが望ましいです。

3-5. 木竹の伐採の景観形成基準

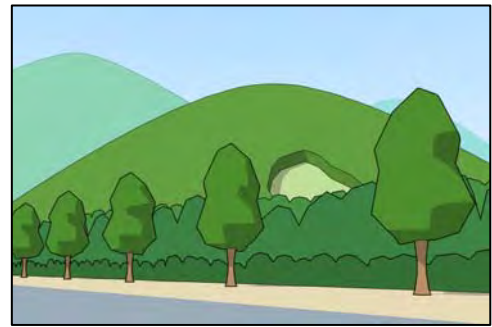
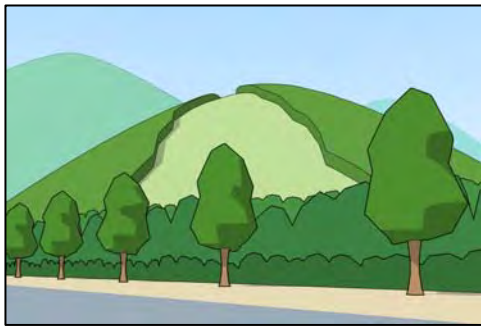
(1) 伐採

- 地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。
- 皆伐はできる限り避けるとともに、既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめる。
- 地域を特色付けている樹種の伐採はできる限り避けるなど、伐採する樹種の選定に配慮するとともに、伐採後の木竹は放置せず、速やかに撤去する。
- 地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全するように努め、やむを得ない場合には最小限の伐採にとどめる。

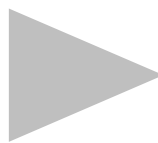
一般市街地区域
村上駅前区域
瀬波温泉区域

田園・農村区域
海岸・漁村区域
森林・山村区域

重点地区



・伐採面積は最小限に抑え、地域の緑はできる限り保全することが望ましいです。

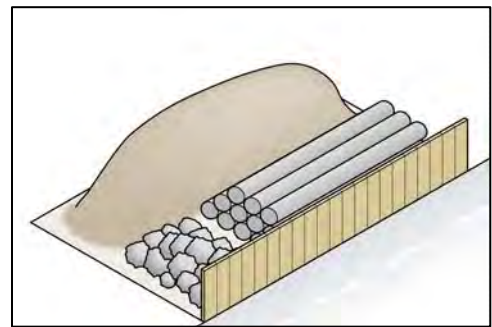
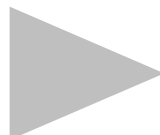
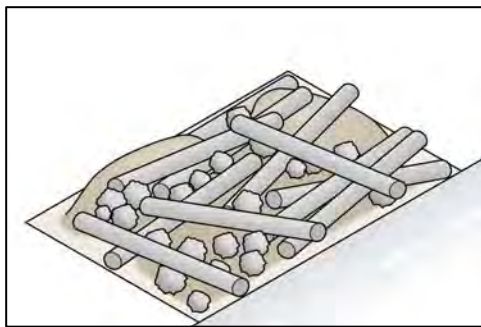


・地区のシンボルとなっている樹木や生垣等はできる限り保全することが望ましいです。

3-6. 屋外における土石、廃棄物、再生資源、 その他の物件の堆積の景観形成基準

(1) 堆積

- 堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。 全区域
- 道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。



- ・ 堆積の高さを低くして整然と積み上げたり、植栽や塀等による遮蔽を行うことで、圧迫感が軽減され、周辺景観に配慮することができます。

3-7. 水面の埋立て又は干拓の景観形成基準

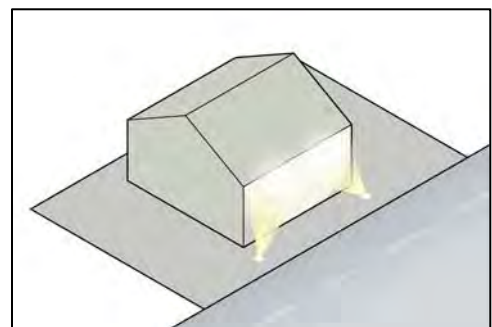
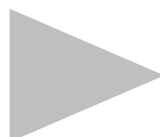
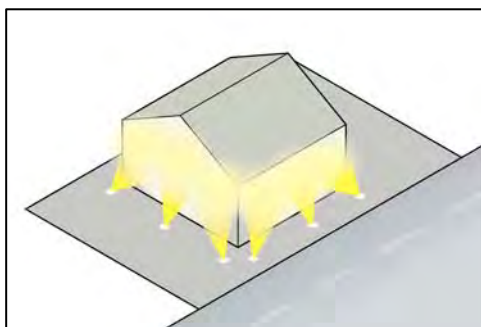
(1) 護岸・法面

- 護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 全区域
- 法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。

3-8. 特定照明の景観形成基準

(1) 夜間照明

- 光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。 全区域
- 上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。



- ・ 光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等を配慮することで、周辺景観への影響が最小限に抑えることができます。

4 村上市景観形成助成金の交付基準

(1) 村上市景観形成助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 村上市景観条例（平成25年村上市条例第74号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、予算の範囲内で交付する村上市景観形成助成金（以下「助成金」という。）については、村上市補助金等に関する基本指針、村上市補助金等交付基準及び村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定により策定された村上市景観計画（以下「景観計画」という。）に定められた重点地区内の自治会
 - (2) 条例第26条の規定により認定された団体
 - (3) 景観計画に定められた重点地区内の土地等の所有者又は権利等を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条による交付申請時に市税等を滞納している者は、対象者としてしない。

(交付対象行為)

第3条 助成金の交付対象となる行為（以下「交付対象行為」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観の形成団体等の育成及び普及啓発に関する活動
 - (2) 建築物の外観の変更
 - (3) 門の設置
 - (4) 生け垣の設置
 - (5) 茅葺き屋根の葺き替え及び補修
- 2 前項第1号に規定する行為は、前条第1項第1号及び第2号の対象者が行うものに限る。
- 3 第1項第2号に規定する行為は、修繕、模様替え及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に定める建築とする。
- 4 第1項第2号から第5号までの行為は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項第4号及び条例第9条の規定による届出対象行為に該当するもののうち景観計画に定めた重点地区内における行為とする。ただし、第1項第3号及び第4号の行為は、景観計画に定めた重点地区内の旧武家町地区における行為に限る。

(交付対象行為の基準)

第4条 交付対象行為の基準は、別表第1のとおりとする。

(助成額)

第5条 対象者が前条の基準に適合した交付対象行為を行った場合は、別表第2に定める基準適用条件の区分により助成金を交付するものとする。この場合において、当該区分により算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の区分により算出された助成金額が50,000円未満の場合は、交付しない。
- 3 交付対象行為に国、県等からこの要綱に基づくもの以外の補助金等が充当されている場合は、その金額を交付対象事業費から控除するものとする。

(交付限度)

第6条 第3条第1項第2号及び第3号の行為に係る助成金の交付回数は、同一対象物件につき1回とする。ただし、助成金交付後10年経過した場合は、この限りでない。

2 第3条第1項第4号及び第5号の行為に係る助成金の交付回数は、市長が認める範囲とする。

(適合審査)

第7条 第3条第1項各号の行為に係る助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）のうち同項第2号から第5号までに係る申請を行う者は、法第16条第1項第4号及び条例第9条の規定による届出をするときに、村上市景観形成助成金適合確認書（様式第1号）を提出し、審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による確認書を受けたときは、速やかに審査の上、適合の可否を決定し、その結果を村上市景観形成助成金適合（不適合）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、法第16条第2項の規定により変更の届出をした場合についても、同様とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、村上市景観形成助成金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、交付対象行為が完了する年度内に市長に申請しなければならない。

- (1) 承諾書（様式第4号）
- (2) 事業活動計画並びに実施箇所を示す位置図、平面図、立面図及び現況写真
- (3) 収支予算書（様式第5号）
- (4) 事業活動内訳経費及び工事費等見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- (5) 景観形成推進活動団体認定通知書及び助成金適合通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を村上市景観形成助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(申請内容の変更等)

第10条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付申請の際に記載した内容又は添付書類を変更しようとするときは、村上市景観形成助成金変更交付申請書（様式第7号）を速やかに市長へ提出しなければならない。この場合において、交付決定者は、次に掲げる書類を変更内容に応じて添付しなければならない。

- (1) 変更後の事業活動計画並びに実施箇所を示す位置図、平面図、立面図及び現況写真
- (2) 変更後の収支予算書（様式第8号）
- (3) 変更後の事業活動内訳経費及び工事費等見積書（内訳明細書を含む。）の写し
- (4) 変更後の助成金適合通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、村上市景観形成助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者が交付対象行為を中止し、又は廃止する場合は、村上市景観形成助成金中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、交付対象行為の完了の日から15日を経過する日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、村上市景観形成助成金実績報告書（様式第11号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動が分かる資料、写真等又は工事施工写真
- (2) 収支精算書（様式第12号）
- (3) 事業活動経費及び工事費等領収書の写し
- (4) 村上市景観形成助成金請求書（様式第13号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、活動及び工事の成果が第9条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき助成金の額を確定し、村上市景観形成助成金額確定通知書（様式第14号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により交付決定を受けたと認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、村上市景観形成助成金交付決定取消通知書（様式第15号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（要綱の見直し）

第15条 市長は、3年を超えない期間ごとに、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（村上市歴史的景観保全助成金交付要綱の廃止）

- 2 村上市歴史的景観保全助成金交付要綱（平成22年村上市告示第136号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行の日前にこの要綱による廃止前の村上市歴史的景観保全助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 1 (第4条関係)

交付対象行為	交付対象行為の基準		
1 景観の形成 団体等の育 成及び普及 啓発に関す る活動	景観の形成に関する学習会、講演会、研修会等又は景観づくりに係る行事等の事業活動		
2 建築物の外 観の変更	(1) 構造	(ア) 構造 及び構法	①木造軸組構法（在来構法又は伝統構法） ②木造構法
	(2) 配置	(ア) 建築 物の配置 位置	①前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設ける。 ②外壁は後退させず、壁面線をまち並みにそろえる。
		(イ) 玄関 の位置	①玄関は、平側に設置する。（寄せ棟造りの場合は、妻側でも可。）
	(3) 高さ	(ア) 階数 及び絶対 高さ	①2階建て以下かつ10メートル以下。 ②2階建ての場合の道路に面する部分は、2階部分を後退し、下屋を設置する。 ③下屋を設置する場合には、外壁の幅を母屋の外壁の3分の2以上とし、かつ、奥行き1メートル以上とする。
	(4) 屋根 の形式	(ア) 屋根 の形式 (通りに 対する向 き)	①主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、各地区の基準に合致するものとする。 ・旧武家町地区：寄せ棟造り・切り妻造り・入り母屋造りの平入り（1階及び2階の屋根を2枚の屋根で覆わない。） ・旧町人町・寺町、瀬波地区：切り妻造りの平入り ・岩船、海老江、小俣地区：切り妻造りの妻入り又は平入り ・塩谷、猿沢地区：切り妻造りの妻入り ②①に該当しない場合は、伝統的な屋根形態で歴史的まち並みの連続性に配慮したものとする。 ③下屋及び玄関の屋根は、陸屋根以外とする。
		(イ) 屋根 の区別	①2階建ての場合は、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根を区別する。
	(5) 屋根 の素材 色彩	(ア) 屋根 の素材	①主たる屋根は、和瓦（セメント瓦は可。）を使用する。 ②下屋及び玄関の屋根は、和瓦（セメント瓦は可。）や金属板等を使用する。
		(イ) 屋根 の色彩	①和瓦（セメント瓦を含む。）はいぶし銀又は黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系又は暗褐色系の推奨色を使用する。
	(6) 外壁 の素 材・色彩	(ア) 外壁 の素材	①下見は板張りとし、小壁は塗り壁の真壁造りか大壁造りで付け柱とする。 ②下見の板張りは、板の幅15センチメートル以上の横板張り又は縦板張りとする。 ③小壁は、白壁（漆喰、モルタル又はプラスター）とする。

			④板張りや塗り壁とし、塗り壁の場合は、真壁造り（大壁造りの付け柱でも可。）を使用する。 ⑤④に準じる仕上げが施されたものを使用する。（サイディングボードでも可。）
	(イ)外壁の色彩		①板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色系を使用する。 ②板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色・ベージュ色系を使用する。 ③①②以外を使用する場合は、茶・黒系の推奨色を使用する。
	(7)細部意匠	(ア)建具の素材、色彩	①建具は、木製建具若しくは茶系及び黒系の金属製建具を使用し、又は木製の格子等を設置する。
		(イ)開口部の形式	①玄関や窓等の開口部は、引き戸又は引き違い戸とし、ドア式は使用しない。 ②母屋と一体となった車庫や倉庫等の出入口には、木製引き戸か、茶系及び黒系の金属製等のまち並みに配慮した扉を使用する。 ③建具には、ステンドグラス及び着色したガラスは使用しない。
	(8)建築設備	(ア)設置	①通りに面する部分には、設置しないか、設置する場合には、茶系・黒系の木製の囲いにより修景する。 また、機能上囲いできない屋上に設置する太陽電池発電設備については、色彩が屋根の色彩と調和されたものとする。
3 門の設置	①腕木門で、材質は、木造とし、色彩は、生地色又は同系色とする。 ②屋根仕上げは、瓦葺き、銅板葺き、木羽葺き又は板葺きとする。		
4 生け垣の設置	①樹種は、常緑樹で、地表から植えるもの又は植栽部の高さを60センチメートル以下として植えるものとする。 (推奨樹種：スギ、サワラ、ヒバ及びツゲ) ②樹高は、120センチメートル以上とする。 ③植え込み間隔は、1メートルにつき2本以上とする。ただし、樹種によっては、この限りではない。 ④土留め等の構造物（既設構造物を含む。）は、敷地地盤面からの高さを60センチメートル以下とする。		
5 茅葺き屋根の葺き替え及び補修	①全面又は一面を葺き替え及び補修したものとする。		

注

- ① 建築物の外観の変更については、公衆用道路(私道を含む。)に面する部分のみとしても良い。
- ② 都市計画施設(都市計画道路)事業未着手の区域内については、配置の基準は満たしているものとする。
- ③ 茅葺き屋根の場合については、屋根の素材の基準は満たしているものとする。
- ④ 門の設置又は生け垣の設置については、公衆用道路(私道を含む。)に面する部分のみとする。
- ⑤ 生け垣の推奨樹種以外のものについては、あらかじめ協議すること。

別表2（第5条関係）

交付対象行為	基準適用条件		助成金額
1 景観の形成団体等の育成及び普及啓発に関する活動	景観の形成に関する学習会、講演会、研修会等又は景観づくりに係る行事等の事業活動経費のうち次に掲げる経費 ①報償費（講師等の謝礼） ②旅費（講師等及び先進地視察等） ③消耗品、原材料費、燃料費及び印刷製本費 ④通信運搬費、手数料及び保険料 ⑤使用料及び賃借料		活動経費の3分の1以内とし、限度額を100,000円とする。
2 建築物の外観の変更	対象地区：旧武家町地区	別表第1の2(1)(ア)①、(2)(ア)①、(2)(イ)①、(3)(ア)①から③まで、(4)(ア)①及び③、(4)(イ)①、(5)(ア)①及び②、(5)(イ)①、(6)(ア)①から③まで、(6)(イ)①、(7)(ア)①、(7)(イ)①から③まで並びに(8)(ア)①の基準のいずれも満たした場合。ただし、既存部分も上記基準を満たすこと。	建築工事における外観の部分に係る経費の4分の1以内とし、限度額を800,000円とする。
	対象地区：旧武家町地区以外の地区	別表第1の2(1)(ア)②、(2)(ア)②、(3)(ア)①、(4)(ア)①及び③、(4)(イ)①、(5)(ア)①及び②、(5)(イ)①、(6)(ア)④、(6)(イ)②、(7)(ア)①、(7)(イ)①から③まで並びに(8)(ア)①の基準のいずれも満たした場合。ただし、既存部分も上記基準を満たすこと。	建築工事における外観の部分に係る経費の4分の1以内とし、限度額を500,000円とする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条で定めた準防火地域及び建築基準法第22条に指定されている区域については、限度額を600,000円とする。
	対象地区：全地区	別表第1の2(1)(ア)②、(3)(ア)①、(4)(ア)①及び③、(4)(イ)①、(5)(ア)①及び②、(5)(イ)①、(6)(ア)④、(6)(イ)②、(7)(ア)①、(7)(イ)①から③まで並びに(8)(ア)①の基準のいずれも満たした場合。ただし、既存部分も上記基準を満たすこと。	建築工事における外観の部分に係る経費の4分の1以内とし、限度額を300,000円とする。ただし、都市計画法第8条で定めた準防火地域及び建築基準法第22条に指定されている区域については、限度額400,000円とする。
		別表第1の2(1)(ア)②、(3)(ア)①、(4)(ア)②及び③、(4)(イ)①、(5)(ア)①及び②、(5)(イ)①、(6)(ア)⑤、(6)(イ)③、(7)(ア)①、(7)(イ)①から③まで並びに(8)(ア)①の基準のいずれも満たした場合。ただし、既存部分も上記基準を満たすこと。	建築工事における外観の部分に係る経費の4分の1以内とし、限度額を100,000円とする。
3 門の設置	対象地区：旧武家町地区	別表第1の3の基準を全て満たした場合	設置に係る経費の4分の1以内とし、限度額を100,000円とする。
4 生け垣の設置	対象地区：旧武家町地区	別表第1の4の基準を全て満たした場合	生け垣の設置に係る経費の3分の1以内とし、限度額を100,000円とする。 なお、既存生け垣及びブロック塀等の撤去費用も経費に含める。
5 茅葺き屋根の葺き替え及び補修	対象地区：全地区	別表第1の5の基準を満たした場合	屋根の葺き替え及び補修に係る経費の3分の1以内とし、限度額を200,000円とする。

注

- ① 建築工事における外観の部分に係る経費とは、公衆用道路(私道を含む。)に面している部分及び屋根面とする。
② 建築設備については、建築工事とみなさないものとする。

(2) 建築物の外観の変更に対する交付基準一覧

項目	基準パターン	
	(旧武家町地区) 1/4以内・80万円限度額	(旧武家町地区以外の7地区) 1/4以内・50万円限度額 準防火地域及び第22条区域は+10万円
(1)構造	(ア)構造及び構法 ・木造軸組構法(在来構法又は伝統構法)	・木造構法
(2)配置	(ア)建築物の配置位置 ・前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設ける。	・外壁は後退させず、壁面線をまち並みにそろえる。
	(イ)玄関の位置 ・玄関は、平側に設置する。(寄せ棟造りの場合は、妻側でも可。)	-
(3)高さ	(ア)階数及び絶対高さ ・2階建て以下かつ10m以下。 ・2階建ての場合の道路に面する部分は、2階部分を後退し、下屋を設置する。 ・下屋を設置する場合には、外壁の幅を母屋の外壁の2/3以上とし、かつ、奥行き1m以上とする。	・2階建て以下かつ10m以下。
(4)屋根の形式	(ア)屋根の形式(通りに対する向き) ・主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、寄せ棟・切り妻・入り母屋造りの平入りとする。(1階及び2階の屋根を2枚の屋根面で覆わない。) ・下屋及び玄関の屋根は、陸屋根以外とする。	・主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、各地区の基準に合致するものとする。 旧町人町・寺町、瀬波地区:切り妻造りの平入り 岩船、海老江、小俣地区:切り妻造りの妻入り又は平入り 塩谷、猿沢地区:切り妻造りの妻入り ・下屋及び玄関の屋根は、陸屋根以外とする。
	(イ)屋根の区別 ・2階建ての場合、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根を区別する。	・2階建ての場合、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根を区別する。
(5)屋根の素材・色彩	(ア)屋根の素材 ・主たる屋根は、和瓦(セメント瓦は可。)を使用する。 ・下屋及び玄関の屋根は、和瓦(セメント瓦は可。)や金属板等を使用する。	・主たる屋根は、和瓦(セメント瓦は可。)を使用する。 ・下屋及び玄関の屋根は、和瓦(セメント瓦は可。)や金属板等を使用する。
	(イ)屋根の色彩 ・和瓦(セメント瓦は可)はいぶし銀、黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系、暗褐色系の推奨色を使用する。	・和瓦(セメント瓦は可)はいぶし銀、黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系、暗褐色系の推奨色を使用する。
(6)外壁の素材・色彩	(ア)外壁の素材 ・下見は板張りとし、小壁は塗り壁の真壁造りか大壁造りで付け柱とする。 ・下見の板張りは板の幅15cm以上の横板張り又は縦板張りとする。 ・小壁は、白壁(漆喰、モルタル又はプラスタ)とする。	・板張りや塗り壁とし、塗り壁の場合は、真壁造り(大壁造りの付け柱でも可。)を使用する。
	(イ)外壁の色彩 ・板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色系を使用する。	・板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色・ベージュ色系を使用する。
(7)細部意匠	(ア)建具の素材、色彩 ・建具は、木製建具若しくは茶系及び黒系の金属製建具を使用し、又は木製の格子等を設置する。	・建具は、木製建具若しくは茶系及び黒系の金属製建具を使用し、又は木製の格子等を設置する。
	(イ)開口部の形式 ・玄関や窓等の開口部は、引き戸又は引き違い戸とし、ドア式は使用しない。 ・母屋と一体となった車庫や倉庫等の出入口には、木製引き戸か、茶系及び黒系の金属製等のまち並みに配慮した扉を使用する。 ・建具には、ステンドガラス及び着色したガラスは使用しない。	・玄関や窓等の開口部は、引き戸又は引き違い戸とし、ドア式は使用しない。 ・母屋と一体となった車庫や倉庫等の出入口には、木製引き戸か、茶系及び黒系の金属製等のまち並みに配慮した扉を使用する。 ・建具には、ステンドガラス及び着色したガラスは使用しない。
(8)建築設備	(ア)設置 ・通りに面する部分には、設置しないか、設置する場合には、茶系・黒系の木製の囲いにより修景する。また、機能上囲いができない屋上に設置する太陽電池発電設備については、色彩が屋根の色彩と調和されたものとする。	・通りに面する部分には、設置しないか、設置する場合には、茶系・黒系の木製の囲いにより修景する。また、機能上囲いができない屋上に設置する太陽電池発電設備については、色彩が屋根の色彩と調和されたものとする。

基準パターン	
(全地区) 1/4以内・30万円限度額 準防火地域及び第22条区域は+10万円	(全地区) 1/4以内・10万円限度額
・木造構法	・木造構法
-	-
-	-
・2階建て以下かつ10m以下。	・2階建て以下かつ10m以下。
<ul style="list-style-type: none"> ・主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、各地区の基準に合致するものとする。 旧武家町地区：寄せ棟・切り妻・入り母屋造りの平入り 旧町人町・寺町、瀬波地区：切り妻造りの平入り 岩船、海老江、小俣地区：切り妻造りの妻入り又は平入り 塩谷、猿沢地区：切り妻造りの妻入り ・下屋及び玄関の屋根は、陸屋根以外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、各地区の基準に合致するものとする。 旧武家町地区：寄せ棟・切り妻・入り母屋造りの平入り 旧町人町・寺町、瀬波地区：切り妻造りの平入り 岩船、海老江、小俣地区：切り妻造りの妻入り又は平入り 塩谷、猿沢地区：切り妻造りの妻入り ※上記に該当しない場合は、伝統的な屋根形態で歴史的まち並みの連続性に配慮したものとする。 ・下屋及び玄関の屋根は、陸屋根以外とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・2階建ての場合は、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根を区別する。 ・主たる屋根は、和瓦(セメント瓦は可。)を使用する。 ・下屋及び玄関の屋根は、和瓦(セメント瓦は可。)や金属板等を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2階建ての場合は、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根を区別する。 ・主たる屋根は、和瓦(セメント瓦は可。)を使用する。 ・下屋及び玄関の屋根は、和瓦(セメント瓦は可。)や金属板等を使用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・和瓦(セメント瓦は可)はいぶし銀、黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系、暗褐色系の推奨色を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・和瓦(セメント瓦は可)はいぶし銀、黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系、暗褐色系の推奨色を使用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・板張りや塗り壁とし、塗り壁の場合は、真壁造り(大壁造りの付け柱でも可。)を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記[板張りや塗り壁とし、塗り壁の場合は、真壁造り(大壁造りの付け柱でも可。)を使用する。]に準じる仕上げが施されたものを使用する。(サイディングボードでも可。)
<ul style="list-style-type: none"> ・板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色・ベージュ色系を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・板張りや塗り壁以外を使用する場合は、茶・黒系の推奨色を使用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・建具は、木製建具若しくは茶系及び黒系の金属製建具を使用し、又は木製の格子等を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建具は、木製建具若しくは茶系及び黒系の金属製建具を使用し、又は木製の格子等を設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ・玄関や窓等の開口部は、引き戸又は引き違い戸とし、ドア式は使用しない。 ・母屋と一体となった車庫や倉庫等の出入口には、木製引き戸か、茶系及び黒系の金属製等のまち並みに配慮した扉を使用する。 ・建具には、ステンドグラス及び着色したガラスは使用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関や窓等の開口部は、引き戸又は引き違い戸とし、ドア式は使用しない。 ・母屋と一体となった車庫や倉庫等の出入口には、木製引き戸か、茶系及び黒系の金属製等のまち並みに配慮した扉を使用する。 ・建具には、ステンドグラス及び着色したガラスは使用しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する部分には、設置しないか、設置する場合には、茶系・黒系の木製の囲いにより修景する。また、機能上囲いができない屋上に設置する太陽電池発電設備については、色彩が屋根の色彩と調和されたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに面する部分には、設置しないか、設置する場合には、茶系・黒系の木製の囲いにより修景する。また、機能上囲いができない屋上に設置する太陽電池発電設備については、色彩が屋根の色彩と調和されたものとする。

5 届出に必要な書類等

(1) 提出書類 (様式については村上市景観条例施行規則による)

景観計画区域内において以下の行為を行う際には、景観計画区域内における行為の届出書(第4号様式)と、景観法及び村上市景観条例に基づく書類を提出してください。

なお、届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、景観計画区域内における行為の変更届出書(第5号様式)を提出してください。

※重点地区で助成金を申請する場合は、適合認定書を一緒に提出すること。

[添付書類]

行為の種類	書類の名称	内容	備考
①建築物の建築等 ②工作物の建設等	位置図 (縮尺 1/2, 500 以上)	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面	
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真	
	配置図 (縮尺 1/100 以上)	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面	
	立面図 (縮尺 1/50 以上)	建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図	
	平面図 (縮尺 1/100 以上)	当該敷地内における建築物又は工作物の各階平面図	
	景観形成チェックリスト	景観形成基準の適合状況について、届出者が自己審査したチェックリスト	第6号様式 (当該区域・地区によりその1~16)
	その他	上記のほか、市長が必要と認めるもの	
③開発行為 ④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ⑤木竹の伐採 ⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 ⑦水面の埋立て又は干拓 ⑧特定照明	位置図 (縮尺 1/2, 500 以上)	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面	
	現況写真	当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真	
	計画平面図 (縮尺 1/100 以上)	設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの	
	景観形成チェックリスト 別記第6号様式その1~16(第4条関係)	景観形成基準の適合状況について、届出者が自己審査したチェックリスト	第6号様式 (当該区域・地区によりその1~16)
	その他	上記のほか、市長が必要と認めるもの	

(2) 届出様式と記入例

別記第4号様式(第4条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書 平成●●年●月●日			
村上市長 様		住所(法人にあっては所在地) 村上市●●町●●番地	
届出者		氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 村上 太郎	
		電話番号 0254 - ** - ****	
景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。			
行為の種類 (該当するものを○ で囲んでください。)	建築物の 建築等	<input checked="" type="checkbox"/> 新築・増築・改築・移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更	
	工作物の 建設等	<input type="checkbox"/> 新設・増築・改築・移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更	
	その他	<input type="checkbox"/> 開発行為 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 屋外の堆積・水面の埋立又は干拓 ・特定照明	
行為の場所	村上市●●町●●番地		
着手予定日	●年●月●日	完了予定日	●年●月●日
設計者	住所	村上市●●町●●番地	
	氏名	荒川 花子	電話番号 0254 - ** - ****
施工者	住所	村上市●●町●●番地	
	氏名	朝日 一郎	電話番号 0254 - ** - ****
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 付近見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺状況写真 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 着色立面図 <input checked="" type="checkbox"/> 景観形成チェックシート <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()		
処理欄(以下の欄には記入しないでください。)			
受付欄		通知欄	
受付年月日	年 月 日	通知年月日	年 月 日
受付番号	第 号	通知番号	第 号

(裏)

		届出部分	既存部分	合計		
建築物・工作物の概要	敷地面積	198 m ²	m ²	198 m ²		
	建築面積	99 m ²	m ²	99 m ²		
	延べ面積	132 m ²	m ²	132 m ²		
	最高高さ	9 m	m	階数	地上	2 階
	最高軒高	6 m	m		地下	- 階
	用途	一般住宅		用途地域	第一種住居地域	
	構造	木造		道路からの後退距離	4.5 m	
	仕上げ(材料・方法等)	屋根	平板化粧スレート葺			
		外壁	リシン吹付け			
	色彩(マンセル値)	屋根	濃いグレー (N3.5)			
外壁		ベージュ (5YR7/4)				
付属施設、付帯設備等	自動車車庫・駐輪場・ごみ置場・高架水槽・冷却塔・排気塔 太陽光パネル・門・垣・塀・柵・屋外広告物 その他()					
開発行為	区域の面積	m ²	予定建築物の用途			
	法面の高さ	m	ゴミ集積所			
土地の形質の変更	土地の面積	m ²	法面の高さ	m		
木竹の伐採	区分	皆伐・択伐	樹種			
	樹高	m	本数又は面積			
屋外の堆積	種類	土石・材木・廃棄物・再生資源・その他				
	面積	m ²	高さ	m		
水面の埋立又は干拓	土地の面積	m ²	法面の高さ	m		
特定照明	照射期間	日	照射物の高さ	m		
	周辺の状況					
景観づくりのために特に配慮した事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は隣家と棟の向きを揃え、寄棟造りの妻入りにした。 ・周辺景観と調和するように派手な色彩は避け、屋根はグレー、外壁はベージュ、ともに推奨色を使用した。 					

別記第5号様式（第4条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書 ●年 ●月 ●日			
村上市長 様 住所(法人にあっては所在地) 村上市●●町●●番地			
届出者 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 村上 太郎			
印			
電話番号 0254 - ** - ****			
景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。			
変更する届出の 届出年月日 及び通知番号	●年 ●月 ●日 第 ●●号		
行為の場所	村上市●●町●●番地		
又変 は更 施す 工 方設 法計	変更事項	外壁の色彩の変更	
	内 変更前	外壁の色彩：ページュ（5YR7/4）	
	変更後	外壁の色彩：ページュ（5YR7/2）	
変更理由	・隣接敷地の建物と色調を合わせるため、外壁の色彩の彩度を下げた。		
着手予定日	●年 ●月 ●日	完了予定日	●年 ●月 ●日
設計者	住所	村上市●●町●●番地	
	氏名	荒川 花子	電話番号 0254 - ** - ****
処理欄(以下の欄には記入しないでください。)			
受付欄		通知欄	
受付年月日	年 月 日	通知年月日	年 月 日
受付番号	第 号	通知番号	第 号

別記第6号様式その1（第4条関係）

（表）

景観形成チェックリスト(一般市街地区域) 1/2			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
建築物	配置	●まち並みの連続性や周辺景観との調和に配慮する。	○
	高さ	●高さは原則13m以下とする。	○
		●できる限り、隣接する建物の高さに揃えるように努める。	○
	屋根形態	●周辺の建物との調和に配慮し、著しく奇抜な形状やデザイン等は避ける。	○
	屋根の素材・色彩	●周辺建物との調和に配慮し、基調色には黒・茶系等の色彩を使用するように努める。	○
		●基調色には、禁止色は使用しない。	○
	外壁の素材・色彩	●周辺建物との調和に配慮し、基調色にはできる限り推奨色を使用するように努める。	-
		●基調色には、禁止色は使用しない。	○
	細部意匠	●軒や庇、開口部等の細部意匠は、建築物と一体になったデザインとなるように配慮し、表情のあるまち並み景観を形成するように努める。	○
	付属施設等	●車庫や倉庫、駐輪場等の付属施設を設置する場合には、母屋に準じるデザインとし、道路等の公共の場所からの見え方に配慮する。	-
	付帯設備	●道路等の公共の場所から見えにくくなるように配慮する。	-
	緑化	●生垣の設置や敷地内の植栽等の緑化に努める。	-
	門・垣・塀・柵	●建物が後退している場合は、門・垣・塀・柵を設置するように努めるとともに、まち並みの連続性や周辺との調和に配慮する。	-
広告物	●周辺景観との調和に配慮し、著しく奇抜なデザインや広告物の乱立は避ける。	○	
その他工作物	●周辺景観との調和に配慮する。	○	

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

(裏)

景観形成チェックリスト(一般市街地区域) 2/2			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
開発行為	盛土・切土	●地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合には、できる限り緩やかな勾配とする。	-
	緑化	●道路等の公の場から容易に望見できる場所等では、積極的に緑化するように努める。	-
		●駐車場を設置する場合や法面・擁壁が生じる場合には、緑化ブロックを使用するなど、緑化や修景に努める。	-
		●植樹の際には、周辺環境と調和するような樹種の選定等に配慮する。	-
	ゴミ集積所	●ごみ集積所の設置は周囲に配慮した配置、及び形態・意匠となるように努める。	-
	照明	●商業施設等に照明設備を設置する場合には、光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、安全で快適に利用できるように夜間景観の形成に努める。	-
●上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。		-	
土地の形質の変更	●地形の改変や盛土・切土は必要最小限にとどめるとともに、法面・擁壁が生じる場合にはできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺景観との調和に努める。	-	
	●採取又は採掘を行う範囲は必要最小限にとどめ、周辺からの見え方に配慮する。	-	
	●行為後は土地の原状回復に努め、周辺景観との調和に配慮し、緑化等の修景を行う。	-	
木竹の伐採	●地域に潤いを与えている屋敷林等のまとまった緑は、できる限り保全するように努め、やむを得ない場合には、必要最小限の伐採にとどめる。	-	
屋外の堆積	●堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に危機感や圧迫感を与えないように留意する。	-	
	●道路等の公の場からの見え方に配慮し、生垣又は周辺景観と調和する塀等による遮蔽に努める。	-	
水面の埋立又は干拓	●護岸はできる限り石材等の自然素材を用いるなど、周辺の自然景観との調和に配慮する。 ●法面が生じる場合には、植栽等の緑化に努める。	-	
特定照明	●光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に配慮し、当該建築物等の景観特性に適したものとなるように努める。	-	
	●上空又は周囲へ漏洩する光を極力制限するとともに、周辺の建築物、及び自然景観等への影響が最小限となるように留意する。	-	

注 各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。

委 任 状

代理人

住所

村上市●●町●●番地

氏名

荒川 花子

電話番号

0254 - ** - ****

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任します。

記

(行為の場所)

村上市●●町●●番地

における

(行為の名称)

建築物の新築

に関する

- 村上市景観計画に係る景観法第16条の規定に基づく届出に関する業務
- その他これに付随する業務

平成 ●年 ●月 ●日

委任者

住所

村上市●●町●●番地

氏名

村上 太郎

印

【※助成金適合確認書（交付申請）】

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

助成金適合確認書

村上市景観形成助成金交付要綱第7条の規定により、助成金適合確認書を提出します。

申請者住所： **村上市瀬波●●町●番●号**申請者名： **瀬波 一郎** (印)申請地：村上市**瀬波●●町●番●号**申請対象行為の概算事業費： **400万** 円

対象行為	対象基準			設計内容	適合状況	審査
建築物の外観の変更	(1) 構造	(ア) 構造及び構法	①木造軸組構法（在来構法又は伝統構法）	(構造・構法)	-	
			②木造構法	(構造・構法) 木造軸組構法	○	
	(2) 配置	(ア) 建築物の配置位置	①前庭を設置し、建築物の周囲に空地を設ける。	(有無)	-	
			②外壁は後退させず、壁面線をまち並みにそろえる。	(有無) 後退	×	
		(イ) 玄関の位置	①玄関は平側に設置する。（寄せ棟造りの場合は、妻側でも可。）	(位置)	-	
	(3) 高さ	(ア) 階数及び絶対高さ	①2階建て以下かつ10m以下	(階数・高さ) 2階建・9m	○	
			②2階建ての場合の道路に面する部分は、2階部分を後退し、下屋を設置する。	(2階後退有無・下屋有無) (下屋有無)	-	
			③下屋を設置する場合には、外壁の幅を母屋の外壁の2/3以上とし、かつ、奥行き1m以上とする。	(幅・奥行き)	-	
	(4) 屋根の形式	(ア) 屋根の形式（通りに対する向き）	①主たる屋根形式は、伝統的な屋根形態を基本とし、各地区の基準に合致するものとする。 ・旧武家町地区：寄せ棟造り・切り妻造り・入り母屋造りの平入り（1階及び2階の屋根を2枚の屋根で覆わない。） ・旧町人町・寺町、瀬波地区：切り妻造りの平入り 岩船、海老江、小俣地区：切り妻造りの妻入り又は平入り ・塩谷、猿沢地区：切り妻造の妻入り	(形式) 切妻造り・平入り（瀬波地区）	○	

		②①に該当しない場合は、伝統的な屋根形態で歴史的まち並みの連続性に配慮したものとする。	(形式)	-	
		③下屋及び玄関の屋根は陸屋根以外とする。	(形式) 片流れ	○	
	(i) 屋根の区別	①2階建ての場合は、下屋や庇等を設け、階ごとに屋根を区別する。	(有無) 庇有	○	
(5) 屋根の素材色彩	(7) 屋根の素材	①主たる屋根は、和瓦（セメント瓦は可。）を使用する。	(素材・仕様) 和瓦葺 （陶器瓦・J形）	○	
		②下屋及び玄関の屋根は、和瓦（セメント瓦は可。）や金属板等を使用する。	(素材・仕様) 金属板平葺	○	
	(i) 屋根の色彩	①和瓦（セメント瓦含む。）はいぶし銀又は黒系の推奨色を使用し、金属板は茶系、暗褐色系の推奨色を使用する。	(色彩) 和瓦：黒（N2） 金属板：焦茶 （5YR3/1）	○	
(6) 外壁の素材・色彩	(7) 外壁の素材	①下見は板張りとし、小壁は塗り壁の真壁造りか大壁造りで付け柱とする。	(仕様・造り)	-	
		②下見の板張りは、板の幅15cm以上の横板張り又は縦板張りとする。	(素材・仕様)	-	
		③小壁は白壁（漆喰、モルタル又はプラスター）とする。	(仕様)	-	
		④板張りや塗り壁とし、塗り壁の場合は真壁造り（大壁造りの付け柱でも可。）を使用する。	(仕様) 下見板張り 小壁：漆喰	○	
		⑤④に準じる仕上げが施されたものを使用する。（サイディングボードでも可。）	(仕様)	-	
	(i) 外壁の色彩	①板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色系を使用する。	(色彩)	-	
		②板張りは、茶・黒系の推奨色又は生地色を使用し、小壁は、白色・ベージュ色系を使用する。	(色彩) 茶色（7.5YR4/4） 小壁：白（N9.5）	○	
		③①②以外を使用する場合は、茶・黒系の推奨色を使用する。	(色彩)	-	
	(7) 細部意匠	(7) 建具の素材、色彩	①建具は、木製建具若しくは茶系及び黒系の金属製建具を使用し、又は木製の格子等を設置する。	(仕様・色彩) アルミサッシ・ 黒（N2） 1階出格子設置	○
(i) 開口部の形式			①玄関や窓等の開口部は、引き戸又は引き違い戸とし、ドア式は使用しない。	(仕様) 木製引き違い戸	○
		②母屋と一体となった車庫や倉庫等の出入口には、木製引き戸か、茶系及び黒系の金属製等のまち並みに配慮した扉を使用する。	(仕様・色彩) 無	○	

		③建具には、ステンドグラス及び着色したガラスは使用しない。	(仕様) 無	○	
(8) 建築設備	(ア) 設置	①通りに面する部分には、設置しないか、設置する場合には茶系・黒系の木製の囲いにより修景する。 また、機能上囲いが出来ない屋上に設置する太陽電池発電設備については、色彩が屋根の色彩と調和されたものとする。	(位置・仕様・色彩) 無	○	
門の設置	①腕木門で材質は木造とし、色彩は生地色又は同系色とする。		(構造・色彩)	-	
	②屋根仕上げは、瓦葺き、銅板葺き、木羽葺き又は板葺きとする。		(仕様)	-	
生け垣の設置	①樹種は、常緑樹で、地表から植えるもの又は植栽部の高さを60cm以下として植えるものとする。 (推奨樹種：スギ・サワラ・ヒバ及びびツゲ)		(位置・樹種)	-	
	②樹高は120cm以上とする。		(高さ)	-	
	③植え込み間隔は1mにつき2本以上とする。ただし、樹種によっては、この限りではない。		(本数・間隔)	-	
	④土留め等の構造物（既設構造物を含む。）は、敷地地盤面からの高さを60cm以下とする。		(位置・高さ)	-	
茅葺き屋根の葺き替え及び補修	①全面又は一面を葺き替え及び補修		(行為の種類・位置)	-	

注

- ① 助成金額(予定)を算出するため、対象行為の申請時点での概算予定事業費を記入すること。
また、国、県等この要綱に基づくもの以外の補助金が充当予定の場合は、その金額を概算予定事業費から控除すること。
・建築物の外観の変更: 建築工事における外観の部分に係る経費。
(建築工事における外観部分とは、公衆用道路(私道を含む。)に面している部分及び屋根面とする。)
(建築設備については、建築工事とみなさない。)
- ・門の設置: 建築工事に係る経費。
- ・生け垣の設置: 新設及び補植に係る経費。既存生け垣及び既存ブロック撤去は経費に含める。
- ・茅葺き屋根の葺き替え及び補修に係る経費。
- ② 太枠部分は申請者が記入すること。
- ③ 設計内容欄は、新設する部分だけではなく、既存部分も審査対象となる場合があるので、新設及び既存部分を問わず記入すること。
また、具体的に「寸法」、「材質」等を記入すること。製品カタログ等添付しても良い。
- ④ 色彩表示については、マンセル値(JIS規格)を記入すること。ただし、生地色等表記できない場合はこの限りではない。
- ⑤ 適合状況欄は、適合の場合は「○」、不適合の場合は「×」を記入すること。
- ⑥ 項目に該当しない場合は、空欄か「-」を記入すること。
- ⑦ 村上市景観形成助成金交付要綱を確認のうえ記入すること。
- ⑧ 村上市景観形成助成金を受けようとする場合は、必ず「景観計画区域内における行為の届出書」提出の際に一緒に添付すること。

6 村上市景観形成助成金に関するQ & A

Q1 村上市景観計画の景観形成基準と助成基準は違うのですか？

A：助成基準は助成金交付の判断をするための基準であり、細部では異なる部分がありますが、基本的な考え方・内容は変わりません。

Q2 助成金の交付を受けない場合は申請等の手続きは何もしなくていいのですか？

A：助成金の交付を希望しない場合は助成金に伴う手続きは必要ありませんが、すべての建築物で景観法に基づく届出が必要になります。

Q3 助成金の交付について、事前に相談することはできるのですか？

A：景観計画では、基準を反映させるために早期の事前相談を推奨しています。助成基準も同様に、事前の相談を受けることができます。

Q4 一つでも基準を満たさないと助成金は交付されないのですか？

A：基準適用条件に応じて、該当する項目をすべて満たさないと交付対象とはなりません。なお、「配置」と「外壁」は内容により交付額が変わりますが、その他の項目はすべて満たす必要があります。

また、建築物の増築や改築、外観の変更等は、既存部分も基準を満たす必要があります。

Q5 カーポートは届出の対象になるのですか？

A：カーポートは、建築基準法上の建築物になりますので、延べ面積等の要件が該当する場合には、届出の対象になります。なお、重点地区においては、村上市景観形成助成金の交付対象行為の基準に適合しないので、助成金の対象にはなりません。